

平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）会議録（第6日）

平成23年3月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第10号 町道路線の認定について  
(経済建設常任委員会委員長報告)
- 7 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算  
(平成23年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 8 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 9 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 10 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 12 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 13 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 14 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 16 議案第26号 損害賠償の額を定めることについて
- 17 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 発議第2号 太子町議会基本条例の制定について
- 19 意見書案第2号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出について
- 20 委員会の閉会中の継続審査について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第10号 町道路線の認定について  
(経済建設常任委員会委員長報告)

- 7 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算  
(平成23年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 8 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 9 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 10 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 12 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 13 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 14 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)
- 16 議案第26号 損害賠償の額を定めることについて
- 17 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 発議第2号 太子町議会基本条例の制定について
- 19 意見書案第2号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出について
- 追加日程第1 議案第27号 土地の取得について
- 20 委員会の閉会中の継続審査について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

#### 会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	服部千秋
5番	長谷川原司	6番	井村淳子
7番	橋本恭子	9番	花畑奈知子
10番	北川嘉明	11番	熊谷直行
12番	上田富夫	13番	村田興亞
14番	桜井公晴	15番	中井政喜
16番	佐野芳彦		

#### 会議に欠席した議員

なし

#### 会議に出席した事務局職員

局長	上田真也	書記	木村和義
書記	森本麻友	書記	西田美智子

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	寺田寛文	総務部長	村瀬学
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	山本武志
教育次長	西村隆志	財政課長	香田大然

(開議 午前9時59分) 議会定例会第6日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

○議長(佐野芳彦) 平成23年第1回太子町

さて、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際しお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や不自由な避難生活を続けられておられる皆様方に対し心よりお見舞いを申し上げます。今国内外から救援活動がなされておりますが、今後においても官民一体となった救援復興活動がなされることと思っております。皆様方には何かとご苦労が多いと思っておりますが、お互いに助け合い励まし合って一日も早く日常の暮らしを取り戻していただけるようご祈念申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日町長から議案2件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成23年2月25日の定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議案第12号地域活性化基金条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託してご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、皆さんおはようございます。

ただいまから総務常任委員会に付託されました案件につきまして委員会審査報告書を拝読いたしまして報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第11号。付託年月日、平成23年3月2日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成23年3月14日月曜日午前10時から午後4時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、土、日曜日と祝日の時間外勤務と宿直、日直業務の相違点について質問があった。今回の条例改正は時間外勤務であり、宿直、日直業務は行わず、通常の業務を土、日曜日と祝日に出勤して行うのである。管理者が命令を発すると、事前に管理者に対して業務内容と勤務時間を報告する。当日は管理者がいないので宿直、日直者が業務

終了を確認している。翌日、時間外勤務についての報告を管理者が受ける。また、職員の給与改定は今まで国の人事院勧告に従ってきた。太子町独自で納税者レベルの検討をするべきではないかとの質疑があった。現状は、地方公務員は国に準拠し、民間給与を反映して給与改定を行うのが現状であり、労使関係においてお互いに確認して今まで決めてきた。その詳細な交渉内容の会議録はないが、当局側の見解、組合側の見解を示した内容の会議録はあるとの答弁であった。委員協議を行い、以下の意見を付することにした。労働条件等について人事院の勧告に従うばかりでなく、町が自主的、主体的に責任を持って決定すること。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第12号。付託年月日、平成23年3月2日。件名、地域活性化基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月14日月曜日午前10時から午後4時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、国庫補助金の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金として2,017万円を地域活性化基金に積み立てる。事業内容は県とのやりとりでソフト事業と定められ、本町ではスクールカウンセラー2名配置、中学校の別室少人数指導に3名配置、小・中学校及び町立図書館の蔵書の充実である。この基金は、23、24年度で使い切らなくてはならず繰り越しはできない。その後については、この条例は廃止すべきではないかという問いに対しては、2カ年なので廃止しても差し支えない。そのときに判断すべきものと考えたとの答弁であった。委員協議を行い、以下の意見を付することにした。この基金の目的達成時には本基金条例を速やかに廃止すること。(2)審査結果は全員賛成

により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐野芳彦) 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号地域活性化基金条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第4、議案第13号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 福祉文教常任委員会に付託されました審査案件については、委員会審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第13号。付託年月日、平成23年3月2日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日水曜日午前10時から午後4時00分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、今回は本則を改正して出産育児一時金の引き上げを恒久化し、産科医療補償制度が適用される場合の3万円加算は従前どおりということで、近隣で産科医療補償制度に

加入されていない医療機関はあるのかという質疑では、近隣で産科医療補償制度に加入されていない産婦人科、医療機関はなく100%加入されているという報告。現在の出産費用は病院によって差はあると思うが、どれぐらいかかるかという質疑では、平成19年9月に日本産婦人科医会が実施した調査による平均39万円を根拠とし、産科医療補償制度の保険料掛金3万円を加えた42万円で21年10月から1年6カ月の暫定的な制度として始まった。その後、出産に係る費用は上昇しつつある。国の社会保障審議会の医療保険部会が調査したところでは、全国平均で約47万円と報告されているということであった。22年度は国が4万円のうち2万円を補助し町が2万円を支出するが、23年度は国が4分の1で町が4分の3を負担することになるという質疑では、緩やかに補助を解消していき、24年度からは補助は打ち切られ、保険者である太子町国保が上昇分を全額みるということであった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、議案第14号を読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成23年3月2日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日水曜日午前10時00分から午後4時00分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、8,500万円の歳入不足を基金と一般会計から例外的に6,000万円繰り入れ、残りの2,500万円を補うために被保険者が負担して1人当たりの増減の平均が3,873円となるが、影響を受ける世帯数がわかるのかという質疑では、すべての方に均等割、平等割、資産割、所得割が関係するので

低所得者は減になり、中堅所得者は増加に向かうと予想しているとの答弁であった。歳入不足に基金を4,000万円充てられ、繰り出した後はどれぐらい残るかの質疑では、現計予算上は22年分としては3,700万円弱の余力があるということであるという報告。基金もなくなって医療費も伸びたらそのうちまた値上げしないといけない状態になり、このままでは立ち行かなくなる。それに対してどのように対応するのかという質疑では、市長会、町村会それぞれ十分に物を申す場があり、地方自治法にもそのような意見の提出の権限も認められている。このままでは市町村国保はやっていけないというのは市町村長の一致した意見であり、一方本町の国保においてはもうそろそろ限界が来ていると思っている。国が抜本改正すると言っているのだからそれに期待していて、町としては今年上げれば来年は上げられないし、2年後はかなり厳しいと思っているということであった。また、小さな市町村で太子町と比べて半分とまでは行かなくても保険料を安くしているところがあるので、それらを参考にして予防のほうにももう少し力を入れたほうがトータルで考えると上ではないかという質疑では、予防に力を入れていくことが大事であり、平成20年度より40歳から74歳までの方をメインに特定健診を実施している。特に40歳代、50歳代の方に成人病関係の疾患を早期に発見してもらい、国保からジェネリックに関するパンフレットも渡していて、医療費抑制のためにできる限り努めているとのことであった。また、ジェネリックの薬は安くて驚いた。医者も余り言わず、こちらから言わないとしてくれない。患者、利用者も知識として入れておけば何分の1かの金額で済むと思うので参考にさせていただきたいという意見もあった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長(佐野芳彦)** 以上で福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

た。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第13号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

**○議長(佐野芳彦)** 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** ただいま報告がありました太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

この報告でもありますように、小さな保険者では立ち行かなくなると、こういうようなことを盛んに言いまして一般会計から繰り入

れをしない方向に進めようとする後期高齢者医療制度、これは75歳以上を対象とした制度でありますけれども、この制度の基本的なものを国保にも広げようと、こういうようなことに肩を貸すことになるわけでありまして、このようなことにならないことがひいては住民の意見が反映できる、というのは小さなところで反映ができ、一般会計の中から支援をしているわけでありまして。

特に今次の条例改正は、資産割の課税率は一応軽減はされているわけでありまして、このことは評価することができますけれども、しかし資産があるからといいまして収入があるわけではありません。財産を、資産を運用すれば賃貸等で収入を得ることができるわけですが、それには別途の収入に対する課税がかかるわけですから、これで当然そういう課税にすればいいわけでありまして。したがって、資産割を撤廃するということが本町でも求められておりますし、そうすることが肝要であろうと、このように考えます。

ただ、あとの会計予算でもわかりますように、またこの税を決めるに当たっての収納率、徴収率を低く抑える、10%強が初めから入らないと、こういうようなことを決めてかかるようなものであります。他のまじめな被保険者等にマイナス分を上乗せをする、そういうことになります。税の公平を著しく欠くわけでありまして。現年分でもこれですから、少なくとも現年分では100に近い収納が見込まれて当然であります。現年分であらかじめ10%強が収納できない、未収になるだろうと、こういうふうの方針を立てて、そして税を計算するなどはおもったのほかだと思いません。

このことについては、保険税額はこの改正によって7億5,660万円でありますから、現年分の収納率、いわゆる予定収納率として89.3%としておるわけでありまして、これを上げることによりその1割を計算しましても7,566万円ということになるわけですから、これが入らない計算で他のまじめな者に負担

を強いる、そういうようなことになっているわけですから、引き上げなくてもこういう収納できるような、納められるような税で対応すべきであると、このように考えます。そのためには、これらのことに対する責任を被保険者にかぶせるのではなくて、一般会計から繰り出す額を増やして行政の責任でカバーをする、そういうことであるべきであります。

先にも言いましたが、赤穂市の今年度は1万円を引き下げることをご紹介いたしました。国保の加入者はどこでも高い国保税に苦しんでおりまして、何とかしてほしいとの声があります。それにこたえている自治体も多々あります。その一つが赤穂でありますけれども、本町も資産割をなくすこと、また加入者が現に人口の4分の1、世帯の3分の1であります。他の保険加入者との関係を主張するだけではなくて、いずれ国保に、まだ親等が国保で世話になってきておるわけですから、一般会計がさらに支援して高い税を引き下げる、そうしても何も罰は当たらんと、このように考えます。一般会計がさらに支援をして高い税を引き下げるべきであります。皮革汚水前処理場に1億円の血税を使うことから考えればかわいいものだと思います。

ここで改めて言うておきますが、近隣の比較を見ても太子町は1番か2番というような資料も紹介をしておりますように、余りにも高い国保税は徴してはならない。そのために一般会計が支援すべきだということを改めて強調をして、本条例改正に反対をいたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ

れで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第10号 町道路線の認定について

○議長(佐野芳彦) 日程第6、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第10号。付託年月日、平成23年3月2日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月10日木曜日午前10時より午後5時18分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、都市計画法第40条の帰属により認定する路線を現場確認した。現場打ちのコンクリート箇所が破損しているのが気になるとの質疑には、開発業者に対しなるべく2次製品を採用するよう指導しているが一方的に強制できない。悪い箇所については再度指導して手直しをさせるとの答弁であった。官民境界にプレートが打っているところといない場所があるが基準はあるかとの質疑

には、基本的には各角に官民境界協定の行われた官民プレートをつけるように指導しているが、ない場所もあったので早急に官民プレートをつけるように指示すると答弁であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

○議長(佐野芳彦) 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(佐野芳彦) 日程第7、議案第16号平成23年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成23年度一般会計予算委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成23年度一般会計予算委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 ただいま上程されました平成23年度一般会計予算委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成23年3月7日。件名、平成23年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月15日火曜午前10時から午後4時14分、平成23年3月16日水曜午前10時から午後4時16分、平成23年3月17日木曜午前10時から午後3時37分、平成23年3月18日金曜午後1時から午後3時21分。3、審査経過及び結果、1、審査に当たって及び審査意見は別紙のとおり、2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

それでは、平成23年度一般会計予算委員会・審査報告書を読み上げさせていただきます。

1、審査に当たって。(1)付託案件の平成23年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料(別添)の提出を求め慎重に審査した。(2)補助説明員として課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。(3)歳出予算については、各課の平成23年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。歳入について、(1)財源(国、県、自主財源等)の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価の手法を用いて事務の重点化と適正化を進めること。(2)町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平、公正の観点から不納欠損や時効等にならないよう、今までのノウハウを生かしながら収税管理室の機能強化を図ること。また、滞納者には分納誓約を勧め、悪質な大口滞納者に対しては22年度に引き続き財産調査を行い差し押さえをし、インターネットオークションも活用し徴収率の向上に臨むこと。(3)東北地方

太平洋沖地震に伴う地方交付税、補助金等について国の動向を注視しておくこと。

歳出について。(1)各款共通事項について。①委託料、負担金及び補助金の目的、効果等を精査し、節減に努めること。なお、委託料については、一律に節減するものでないことをつけ加えます。②事務的経費については、創意工夫を行い、経費の節減に努めること。(2)各款の予算について。①総務費。1つ、嘱託員による配付物が全世帯に行き渡るようにすること。1つ、震災等のことを考え、災害時に備え電算データのバックアップについて検討すること。1つ、サーバーについて分散型がいいのか集中型がいいのかを含め自治体クラウドの研究に努めること。1つ、町制60周年記念式典を広く住民に周知し、意義のあるものにする。②民生費。1つ、町民が安心・安全な生活ができるよう多様化した社会に適応した民生委員の活動ができるように努めること。1つ、自殺対策に努め、自殺防止キャンペーンを行うなど、町民に広くアピールすること。1つ、児童館、子育て学習センターの利用を促進し、子育て支援の充実に努めること。1つ、斑鳩保育所の緊急メール配信について周知徹底し、加入率を高めること。1つ、保健福祉会館敷地内駐車場が満車の場合には他の駐車場への案内標示に努め、かつ駐車場の拡大を検討すること。③衛生費。1つ、子宮頸がんワクチン接種について、対象者(中1から高1生)に勧奨し、医療機関、教育委員会等の関係機関と連携して啓発に努め、接種率を高めること。1つ、H i b ワクチン、小児肺炎球菌ワクチンについて安全性を確認し周知に努めること。1つ、健康診査等については検(健)診率を高め、町民の健康維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。1つ、女性がん検診について、引き続き無料クーポン配布により受診率が向上するよう努めること。1つ、ごみ収集については、運搬経費の節減を図るとともに負担金の削減に努めること。1つ、循環型社会の環境対策として、てんぷら

油廃油回収の推進、レジ袋削減による環境に配慮したまちづくりに努めること。1つ、犬のふん害対策を強力に進め、協力自治会の拡大に努めること。④労働費。1つ、雇用環境の悪化による離職者に対し、就労の機会創出に努めること。⑤農林水産業費。1つ、遊休農地対策に努め、有効利用を図られたい。1つ、有害鳥獣対策に努められたい。⑥商工費。1つ、商工業の活性化を図るため商工会と協議し、行政が積極的な役割を果たすこと。1つ、特産品の育成を図り、PR及び販売に努めること。1つ、太子町の特産品などを町または商工会のホームページから直接（インターネット販売）購入できるように努めること。1つ、太子町特産品の太子みそ、イチジクの商品開発を強力に推進し、販売力を向上させること。⑦土木費。1つ、上太田自然公園のあり方を検討し、その有効活用に努めること。1つ、前処理場の繰出金が減額できるよう経費節減に努めること。⑧消防費。1つ、広域消防のあり方について検討すること。⑨教育費。学校からの緊急メール配信事業を引き続き周知に努めること。また、新たに実施される幼稚園についても円滑な実施を図ること。1つ、学校教育における図書充足率を高め、読書環境の充実を図ること。1つ、ブックスタート事業は図書館とさわやか健康課が連携し、引き続き充実を図ること。1つ、各地区公民館の駐車場確保に努めること。1つ、教育指導主事を配置すること。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で平成23年度一般会計予算委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算に反対討論をいたします。

今議会における質問、質疑等でもただしてまいりましたように、厳しい経済情勢のもとで住民の暮らしは極めて深刻になり税や負担であえいでいるのが実態であります。このような中での予算編成でありまして、国や県に追随する姿勢だけではなく住民の暮らしや福祉の支援拡充、安全で安心して暮らせるまちづくりに重点を置くべきであります。

このたびの大地震と大津波によって多くの人のとうとい命が失われ、今なお行方がわからない人々がおられ、地域の生活基盤に甚大な被害と犠牲をもたらしたわけですが、改めて犠牲になられた方々の冥福を祈り、また一日も早い復興を願うものであります。その上でこの教訓、先の佐用における洪水の被害などを教訓とした対応が求められるわけであります。洪水時と地震時は違うわけですが、避難所に避難する道路等が冠水などで危険であることもこれまでに指摘をしてまいりました。佐用における災害ばかり、また今回の大地震、大津波もわかりであります。これらの災害を本当に教訓として本町ではまず洪水時の避難等、先に定めた洪水ハザードマップを住民参加で早急に検証、見直すべきだと考えます。

また、本年度で核兵器の廃絶を目指す平和な町宣言を行った町としまして町内外へその宣言を普及する必要があります。その対応を求めるものであります。

この点では、水道事業においても水需要の給水の関係で県水の水余り、本町水道の大口に係る業務工場用の使用料減が顕著である今日、立岡山の配水池の計画も見直す必要があります。火急の場合は県水との保険協定で対応、また申し入れ対応すべきだと考えます。そして、内部留保は後の会計報告でも出てまいりますが、10億円というようなことになってきております。それは先に水道料金を引き

上げた結果でもあるわけであり、また今日県水が水需要の予測を大きく、過大にしていたために水を供給する市町に対して需要の拡大ということでトン当たりの使用料金を20円引き下げると、こういうふうになりました。本町の場合は1,300万円の効果があるという説明ですが、内部にため込むばかりではありませんし、既に引き上げた水道料金をもとに戻して、そして住民の暮らしに貢献すべきだと、寄与すべきだと、このように考え水道料金の値下げを求めるものであります。

また、子供の医療費助成につきましても、中学校卒業まで完全無料化するための費用をお尋ねすると、約8,000万円の追加と、こういうふうの説明がありました。これらを検討するのではなく、たつの市や相生市と歩調を合わせ実施に踏み切るべきであります。

それから、繰出金であります。繰出金総額は15億7,455万6,000円、今年度の総予算額は172億6,424万9,000円であります。その9.12%をこれが占めております。この繰出金をもって全会計を太子町が運営しているわけですから、それぞれが貴重なものであります。一般会計は血税のほか、国庫等の交付金を初め地方交付税、国庫、県支出金、負担金、使用料、手数料、町債等、国民、町民が納めた税金等で成り立っております。住民が負担してきたお金で運営されているのであります。これらの財源を住民の幸せ、福祉の増進のために使うのが予算であります。施政方針で述べている安心・安全、だれもが住みたい、住み続けたいと思うまちづくりとその施策に寄与することが地方自治体の自治の本旨であり、町の仕事であります。もちろん各会計には会計の目的があり、それぞれの会計にかかわる住民が国保税や保険料、使用料といったものの納付分が合わされ、その収支を明確にする必要があります。しかし、全体としては太子町が責任を持って運営する各会計であります。負担の軽減を求めるため、わずかな企業の排水対策である皮革汚水前処理に血税投入をやめ、福祉や医療、健康を維持す

るための施策に支援拡大を行うことが必要であります。

また、本予算に占める委託料は10億5,673万1,000円、工事請負費は2億1,448万4,000円というふうになっております。入札等が絡むものについては、依然として金額が明示されておられません。これらについてただしましても類推されるの一点張りで、工事等の請負契約や変更契約の際に初めて見積もり等の内容が明らかにされるのでは白紙委任と同じであります。容認できるものではありません。肝心なことは説明をしない。これでは英知の結集も住民参加も望めないわけであり、条件を満たそうとしない姿勢に今も変わりはないものと考えます。政策、施策の計画段階から執行を事後事前の評価についても住民と情報等を共有してこそこれが可能であると思います。

住民に最も身近な町政といいますのは、国や県の悪政による住民負担増からいろんな影響があるわけでありますが、住民の福祉、医療など、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければならぬと考えます。その上で自主財源等の確保がうたわれておりますけれども、特別職や議員の報酬、給与、これらを住民に負担を求めるのではなくて、まず率先して引き下げるべきだと考えます。そうしてこそ施政方針の冒頭に述べられている住民こそ主人公の町政を裏づけることにもなりますし、最後に本当に住民こそ主人公を地で行く行政を進めていただきたい。こういう意見を述べまして、本予算に反対討論といたします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 17号 平成 23年  
度兵庫県太子町国民健康保  
険特別会計予算

日程第 9 議案第 18号 平成 23年  
度兵庫県太子町介護保険特  
別会計予算

日程第 10 議案第 19号 平成 23年  
度兵庫県太子町後期高齢者  
医療特別会計予算

日程第 11 議案第 20号 平成 23年  
度兵庫県太子町墓園事業特  
別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第11、議案第20号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 福祉文教常任委員会に付託されました審査について、委員会審査報告を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日水曜日午前10時00分から午後4時00分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、一般管理費、職員手当等の時間外勤務手当が23年度では多目に計上してある理由の質疑では、時間外勤務手当は実績に応じて計上して、特定健康診査等事業費、賃金の保健師雇上げ賃金2名分の内容の質疑では、未受診者対策業務委託料と同様、補助事業の中の一つであり、22年度は過去5年間に総合健診の受診歴のある方、五、六百名に対し電話で受診勧奨を実施している。22年度は国保連合会の補助をいただいて実施しているが、23年度は保健師を町で雇って受診を勧奨したいと考えているので2名で行う予定であるという報告。滞納分の徴収は徴収員を採用して努力されているが、22年度の成果及びここ二、三年の状況についての質疑では、徴収員は現在4名で地区を割り振って徴収を行っていて、滞納者の要望に応じて時間外や土曜、日曜にも伺っている。成果としては特に毎月変化はないが、一定の金額はきちんと徴収している。20年度から現在までは減りもせず増えもしていない状況で推移している。納付誓約を交わした後に徴収員が対応している場合や納税者が出やすいときに税務課の窓口へ持参されるよう約束している方もあるので、徴収員にすべて徴収してもらっているのではなく積極的に納付していただける方には毎月日にちを決めて持参していただいている。22年度では滞納処分として財産調査を二百数件実施しているとの報告。医療費の無駄をなくすということでレセプト点検の充実にしっかりと努めていただきたいという質疑では、レセプト点検のため非常勤の嘱託職員2名をフレックス勤務体制で雇用している。技術についても国保連合会から年に一、二回、点検指導員を招いて一緒に業務を行うなど、技術を磨い

ているという報告。使用料及び賃借料の特定健診会場借料並びに備品購入費のスクリーン購入費とスピーカー購入費についての質疑では、健診、保健指導等を文化会館で実施するのでその使用料であり、現在特定保健指導や出前講座、健康教室の際にパワーポイントを使用している。スピーカーは19年度に国保会計で購入したプロジェクターへの接続ケーブルが短い利用場所に制限があり、スクリーンは社会福祉協議会のものを借用しているが、大変重いため国保の備品として今回購入したい。今後は予防の観点からも特定保健指導に力を注いでいきたいとの報告。町民の集団健診の項目について精密検査に行くよう言われた方の中で実際に何人にその症状が出たのかという質疑では、乳がん検診については20年度は321人が受診され、発見されたのは2人、21年度は737人受診され、発見されたのは6人、22年度は1月末現在で485人が受診され、発見されたのは2人である。子宮頸がんは20年度は303人が受診され、発見されたのは1人、21年度は678人が受診され、発見されたのはゼロである。22年度は1月末現在で557人が受診され、発見された方はゼロであるという報告であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、議案番号第18号の委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、議案第18号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日水曜日午前10時00分から午後4時00分まで。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、一般管理費の賃金に嘱託介護福祉士賃金が計上されていて、この方の勤務形態や期間についての質疑では、現在介護保険係の介護福祉士が育児休暇中のため5月末の復帰ま

での間の賃金として57万6,000円を計上しているとの報告。委託料の安心見守りコール事業の事業内容や普及状況についての質疑では、21年度に「安心見守りコール」という名称に変更して、それまでは65歳以上の援護を要するひとり暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯で、同居者が寝たきりもしくは認知症の状態にある方について端末を設置し、電話回線を使用して緊急時には消防署へ救急要請をするという緊急通報システムだった。21年度からは安心見守りコール事業としてその連絡先が看護師等の専門職が24時間常駐する受診センターにつながるようになった。そのため、緊急要請のみでなく平時も受診センターのスタッフに健康相談等もでき、月1回は受診センターから利用者の安否確認もしていただくという双方向システムにかわっている。利用状況は23年1月末の設置者数は118名であるとのこと。委託料の総合相談窓口業務委託の内容と委託先はとの質疑では、地域包括支援センターのメインの業務で町内の75歳以上の高齢者で介護保険の認定を受けず介護サービスを全く利用されていない方を訪問し、介護保険のお知らせや実態の把握、安否確認を含めて実施している事業で、まほろばの里と聖園の2社会福祉法人へ委託しているとの報告。来年度に介護保険料の改定があり、それに対する考え方、方向性という質疑では、24年度から3年間の第5期介護保険事業計画が開始するため、23年度中にその計画の策定に当たる。国では団塊の世代の方が全員75歳になられる2025年には給付費が現在の2.5倍になると予測している。今の2.5倍となると太子町にとってもかなり大きな負担になると想定していて、それに対する個人負担も伴う。現在本町の介護保険料は平均月額4,050円で、全国平均の4,160円よりは若干下回っているが、24年度の改定保険料で恐らく5,000円を超えると国でも見込まれ、この5,000円が負担の限度という意見が多いし、当然そうであると考えているとのこと。介護保険料の滞納繰越分として30万円が予算化さ

れ、滞納があるから予算化されている現状についての質疑では、年々第1号被保険者数が増加し、それに伴ってわずかではあるが滞納額が増えているのが現実で、滞納者のほとんどが65歳以上の年金生活者で生活困窮者の方が非常に多い。介護保険料のみでなく税や医療保険の滞納が伴っている方が多いとのこと。地域包括支援センター研修会参加負担金の内容と年何回参加しているかの質疑では、地域包括支援センターは主任ケアマネ、保健師、社会福祉士の専門職ばかりで構成し、研修参加負担金として3万円の研修が1回、1万円の研修が2回、5,000円の研修が5回、計7万5,000円を計上しているとの報告があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案番号第19号を委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、議案第19号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日午前10時00分から午後4時00分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、後期高齢者医療保険料の特別徴収と普通徴収の各人数、また賦課徴収費、委託料の後期高齢者医療保険料処理委託料の内容の質疑では、特別徴収が2,133件、普通徴収が558件、また後期高齢者医療保険料処理委託料は保険料の決定通知書や納付書作成業務に係る委託料との報告。保険料の滞納繰越分の内容、徴収に対する取り組みについての質疑では、普通徴収の収納率は96.7%程度で、普通徴収の方はどうしても滞納が発生し、その解消のため一般の税と同様に臨戸訪問や電話による勧奨等を行って、場合によっては臨戸訪問の際に生活状況等も伺って分納の話等で努力しているとの報告。保険基盤安定繰入金

として3,347万3,000円を予定されていて、現在の対象者は何名かという質疑で、国民健康保険と同様、低所得者に対しては7割、5割、2割の軽減があり、対象者は1,045名で計上している。旧社会保険の扶養家族であった方は保険料を支払っていなかった。そういう方も後期高齢に加入した場合は所得がなくても保険料がかかるため5割の軽減がある。その方が219名。合計1,264名。それら軽減分の総額が3,347万3,000円であるとのこと。役務費の通信運搬費140万円の具体的な説明との質疑では、被保険者証の年次更新分2,800通の郵送料と減額認定証の郵送料、特定疾病療養受療証郵送料10件等を予定しているとの報告。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案番号第20号の委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会に付託した案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、議案第20号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月9日水曜日午前10時00分から午後4時00分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、23年度予算書の歳出の一般管理費に墓所返還還付金190万円を計上している。その理由は、太子メモリアルパーク管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の中で管理基金は管理料から管理費用を引いた分にプラスが出れば、それを積み立てることになっている。歳入の使用料及び手数料に計上している墓園管理料から墓園管理費を引いて決算の際にプラスになれば、その部分を管理基金に積み立てるような運用を行うという説明があった。23年2月末現在の墓地の数と内容の説明の中で、全体で1,401基、町内分は1,101基、町外分は300基で、町外分の300基については昨年度返却があった分は完売し、現在は

300基すべてを貸して町内分は586基使用されて、町外分と合わせて886基使用され、残墓所数は515基という報告。委託料の車止め開閉業務委託料は例年どおり45万円と見込まれ、墓園管理費、委託料の清掃業務委託料と植木維持管理委託料は五百五、六十万円であるが、清掃や植木維持管理に実際にどれくらいかかっているのかという質疑では、清掃業務はシルバー人材センターへ委託していて、1日2人がかりで1月約15日分として計上、薬剤防除、生け垣の剪定には毎年約250万円かかっているということであった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(佐野芳彦) 以上で福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 国保やね。

○議長(佐野芳彦) 国保です。

○桜井公晴議員 先ほど国保会計の当初予算に反対をいたします。

先ほど施政方針あるいは一般会計の質疑あるいは税条例改正に係る質疑、討論でも主張してまいりましたように、国民健康保険税の1割強が未納になることを前提とした予算で

あります。まじめに保険税を納める被保険者に負担をかぶせ強いることは許されません。その他一般会計からの繰り入れを増やして、本会計の運営に寄与すべきだと、このように考えます。

以上の意見を述べて反対討論といたします。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療特別会計予算案に反対討論を行います。

この会計につきましても、質疑等で主張してまいりました。広域連合や県単位での運営を期待するかのような説明に終始し、あたかもこの制度がよいかのように宣伝をして国、県に追隨しているわけであります。このようなことに同調するわけにはまいりません。

この制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離をして別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押しつける仕組みであります。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せえと言わんばかりの高齢者いじめの国民の批判が沸騰している制度であります。新たに検討されている制度案では、75歳以上の現役サラリーマンとサラリーマンの扶養家族を除いた大多数の高齢者を現行制度と今の制度と同じ仕組みに囲い込む、また高齢者の医療費と負担を直結させる、後期高齢者医療制度の根幹をなす仕組みそのものには反省するどころか、先ほども言いましたように、利点として評価をしておるのが実態であります。新しく検討されている制度は、75歳以上の大多数を国民健康保険に加入させるとしておるわけであります。しかし、現行の市町村国保とは別勘定の都道府県単位の制度をつくって、その制度に加入させ

るというわけであります。高齢者に医療費の1割相当を負担させ、また高齢者人口の割合が増え、医療費が増えれば増えるほど保険料が値上げされる仕組みでありますし、まさに医療にかかりたいなら負担を我慢せえと、このような仕組みを大きく広げることになるわけであります。このような制度を一刻も早く民主党現政権が廃止を公約したように即廃止を求めるべきであります。

以上の意見を述べ反対討論といたします。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第13 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第14 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長(佐野芳彦) 日程第12、議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第14、議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月10日木曜日午前10時より午後5時18分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、停電時マンホールポンプ稼働用発電機借

料については適正かの質疑には、発電機のリース期間は19年5月から24年4月までの5カ年である。一括購入とリース契約を経済比較すると、一括購入のほうが安価になることは明白である。当時の経緯がわからないが、次の段階で検討するとの説明があった。マンホールポンプ点検委託についてはどう取り組んでいるかの質疑には、マンホールポンプは15カ所あり、22年度から前処理管理委託契約と統合し、発注方法を指名競争入札に切りかえた。全体で13%減の効果額を生んでいるとの説明であった。汚水長松幹線管渠築造工事負担金については、大津茂川の東側地区の汚水を姫路市公共下水道管である長松幹線に放流しており、建設事業費の負担割合は太子町14.38%、姫路市85.62%であるとの説明があった。下水道接続世帯数、未接続世帯数については、接続世帯数1月末現在1万1,451軒で、水洗化率は約88%となっている。未接続は直近で627件であるとの説明があった。未接続世帯数の対応についての問いには、緊急雇用対策事業として昨年1年間で3回訪問しアンケート調査を実施した。今後も接続していただけるように努力するとの説明であった。マンホールポンプの稼働率が高いところにインバーターユニットを設置すれば電気料金の節約になるのではないかという提言には、一つの課題として研究するとの答弁であった。下水道債の発行条件等についての質疑には、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債があり、大半が5年間据え置き25年償還で利息は固定金利で2%程度であるとの説明であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少

数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月10日木曜日午前10時より午後5時18分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、使用料単価は協定料金で太子町、姫路市、たつの市と同額だが、処理料単価はどうなっているかの質疑には、汚水処理原価は太子町が2,670円、姫路市が1,180円、たつの市が690円であるとの説明であった。22年度補正予算でバイパス工事をした効果についての質疑には、地下水を流入水に混入して希釈し空気を送って曝気させる方法で、机上実験の水質検査数値は予想された数値が出た。2月から本格的な試運転を始めたが、試行錯誤している状況である。希釈による維持管理費用の変動はシミュレーションしている。希釈による放流量が増えるので浄化センターへの負担金も増えるが、4分の1から5分の1になると予想している。それも机上計算なので、今のところ明確なことは言えないとの説明であった。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、上田委員、中井委員、熊谷委員、橋本委員、清原委員。反対、井川委員。

#### 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成23年3月8日。件名、平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年3月10日木曜日午前10時より午後5時18分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、水道事業会計の流動資産の詳細説明は、現金預金約6億3,000万円のうち定期預金が3億円で、それ以外が普通預金である。有価証券3億円のうち利率が2.01%と1.3%の兵庫県債を1億円ずつ2口、ユーロ円債が1億円で計3億円である。ユーロ円債については、4月、10月の利回り配当があり、きょう現在換算為替が85円55銭なので、予想利回りは約3.5%であ

るとの説明であった。株式会社東芝への給水量の動向については、年々水量が激減しており、平成4年がピークであり、現在は当時の11%の水量で89%減であるとの説明があった。企業に対し急激な変動のある場合、事前に計画の説明を求めるべきだとの質疑には、町長よりある程度の責任受水については慎重に話し合いをしなければならない。更地については新しい職種の張りつけをしっかりとやっていきたい。次の契約時には新たな条件等も付加できるかどうか慎重に対応していきたいとの答弁であった。受水費改定については、県の受水単価は2部制になっており、基本料金が2つある。1つの基本料金単価2,700円が改定後3,600円、もう一つの基本料金単価2万1,100円が1万7,300円に変更になった。水道料金48円は変わらない。トータルで立米換算152円が132円へ20円引き下げられた。これで効果額は1,300万円になるとの説明であった。県水を購入しないで自己水源で対応してはどうかの質疑には、当初太子町が必要に迫られて県水に依存する結果となった。それに応じて取水ダム、貯留ダムは県が建設されているという経緯から最低限の受水量で県にお願いしているとの答弁があった。水道ビジョンの委託作成については、平成16年に厚労省から指針が出され、いち早く将来像を示し、経営指針にするためにも必要であるとの説明であった。水源地機械運転管理委託料の詳細説明は、吉福浄水場の夜間監視を富士ガード株式会社に委託しており、22年度実績で月55万円の12カ月であるとの説明であった。老原浄水場膜ろ過装置逆洗自動弁交換工事で自動弁の交換の必要性については、定期検査により経年変化によるジャンピング現象が起こったということで交換が必要だと判断し、45個の交換を予定しているとの答弁であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

○議長(佐野芳彦) 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は下水道事業特別会計の予算に反対討論をいたします。

といいますのも、一般会計でも言いましたように、下水道会計それぞれに大幅な一般会計からの繰り出しを行っているわけでありまして。その中でやはり委託料の700万円あるいは工事請負費の5,100万円、こういうものについて見積もりを明らかにするように求めましても、一般会計同様に類推をされるからということで答弁をしない。そういうようなことでは白紙委任を求められているのと同じであります。これらに白紙委任をすることはできませんので、その意見を述べて反対討論といたします。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件も同じであります。皮革汚水前処理をするために一般会計から血税をつぎ込む、そして運営をする、こういうことで全体として建設当初からいいましても70億円に近い金をつぎ込んでおるのがこの会計であります。それらの本当だったら財源がほかに充当できておれば太子町の施設はもちろんのこと、福祉や医療等生活支援に大きく貢献をしたであろうと、このように考えます。本予算におきましても依然として1億円をつぎ込む、こういうことは絶対に容認することはできません。原因者負担に基づき排出する企業が責任を持って前々処理をするようにさせる、そのことが行政の責任であります。これらの財源については、先ほども言いましたように、住民生活にかかわるものに充当すべきであると考えます。そして、この中でも一般会計と同じように委託料の4,600万円余りあるいは工事関係費が出ておりますけれども、これらのことについては白紙委任をやはりするわけにはまいりません。これらの意見を述べて反対討論といたします。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私も本会議でも申しましたように、長きにわたりこういった1億円余りの金を毎年支出していくというのは本当に無駄なことだと思っております。また、3軒ほどの業者の方にお金を払ってでも逆にのいていただくということも意見として言いまして反対の討論とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 23年度の太子町水道事業会

計予算に反対討論を行います。

水道事業は安全で安定的に安価で水を供給することです。報告でも見られますように、東芝の水需要も極端に減少をして各家庭についても節水志向の中で、今後の水需要は人口等の社会増はあると考えますが、極端に増えることはないと思います。むしろ50年後には3割も人口が減るのが全体的な予測でもあります。今次予算では、さらに立岡山北配水池の改修を上げておりますけれども、先ほど一般会計の中でも述べましたように、大きな地震等の災害になりますと二次災害も考えなければならない。あわせて、今後の水需要との兼ね合いでも疑問が残るわけです。この事業は改めて慎重な検討をして見直す必要があると考えます。万一の場合でも県水との関係を整理をすれば済むことであります。

また、料金につきましても、県水に倣って値下げをすべきであります。特にこの会計では、先ほど来説明がありますように、内部留保が10億円、そういうようになっておるわけですから、これらの財源を吐き出す、先に値上げをした経過としてこういう財源になっておるわけですから、これを吐き出し、値上げ前の状態に戻すべきだと、このように考えます。

それから、工事請負費や委託料におきましても編成したそれぞれの予算額を明らかにするように求めているわけですが、この件についても一般会計同様に説明をしない。こういうことでは白紙委任を求められているのと同じでありますので、これには断じて同意することができませんし、この白紙委任の結果として入札経過からもわかりますように、予算で金額を示さないにもかかわらず100%に近い落札率であり、高値落札が続いているのが本町だと考えます。どこから類推という言葉が出てくるのか、またそういう答弁になるのかが疑問であります。このような経費を節減することが大事でありますので、これらの意見を主張して反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後1時24分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第25号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補  
正予算（第5号）

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第25号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第25号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳出で損害賠償金、歳

入で特別交付税、財政調整基金繰入金の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,556万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、本年度特別交付税の額が1億2,940万円と内示されましたことにより現計予算との差額である4,740万円を追加し、財政調整基金繰入金で財源調整のため4,690万円減額するものでございます。

歳出予算につきましては、道路敷地として個人所有地を占拠したことに伴います損害賠償金を計上しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 個人の土地を占拠していたということなのですが、その理由の説明が今なかったと思います。13年の工事を着手する前に土地の確認をなされていなかったのか、なぜこういうことが生じたのかということに疑問に思いますので、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） この件につきましては、平成13年度に沖代線本線の歩道整備を行いました。従来ございましたマウンドアップからセミフラットへと整備を行っております。その段階で隣接地であります土地所有者との工事する上での境界について立会をお願いしたところでございますが、現在相続人の方の名前になっておりますけど、当時のご本人によりますと、どうも境界についてははっきりしないというようなこともございまして、その段階でもともと古い歩道がございまして、道路側溝もございましたので、それまでで歩道整備をとどめたというのが工事の

状況でございました。それに伴って老原へ入る道路の横断歩道部分をとどめたところまで横断歩道を設置、ラインを入れたということによりまして一部車道のような形で利用をしていたというようなことが経過でございます。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** これらのことについては、これまでに説明もあり、しておるわけでありますけれども、今の時期になぜ補正予算で損害賠償かと、こういうことをお尋ねしたいと思っておりますが、1つは歳入の地方特別交付税が1億2,940万円を決定をしたと、それを充てて、残り分については繰入金の減額という形で4,600万円とすると、こういうふうな形で提案をされておりますが、財源等がここにあるから今回の補正ということですか、それともこのことがなかったら特交の関係のものは、いわゆる歳入歳出の関係で財源調整等を行ってここに出るんですけども、歳出の理由がなかったら特交というのは決算上に出てくる以外にないでしょう。その辺のところはどうだったのか、いつこういうことが決まって、そして今補償なのかということをはっきりさせないといけませんし、それから補償交渉がいつ行われてこうなったという経過も説明を求めたいと思うんです。というのは、何も補償してはいけないということではないわけですが、占有しており、そして一方のほうからこの占有はまかりならんということが既に何回も行われてきており、それを放置したんだったら町も真摯に対応していないということになりますし、その辺の経過をきちっと説明を求めたいと思います。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** 経過についてでございますが、既にご承知のとおりでございますが、12月補正で信号機の関係、設置要望をいたしましたところ、近々に警察のほう

が採択をしていただいたというようなことで2月に工事の契約をしたわけでございますが、その工事をする中で初めに現地立会というのは隣接と当然行わなければならないというようなことがございます。まず、隣接土地との立会を行いました。それが2月21日にまず行っております。この段階でははっきりとした資料等もお互いが持ち合わせておりませんで、あくまでも借り人の方と施工業者と街づくり課とで立ち会いをいたしました。再度資料を持って立ち会おうということになりました。そこで、その後当然資料等、私どももいろいろ探したところ、当該土地の分筆された段階の地籍測量図というのがあったわけで、それに基づきまして復元をしたということでございます。それによって一部そういった占拠、権原での占拠が判明したということですが、ただあくまで土地の所有者の方、当然これは所有者の確認も要するというところでございますので、さらにその後土地所有者にも立ち会いをしていただかなければならないということで、3月9日に現地立会をお願いして所有者の方もその確認をしていただいたというような状況でございます。

それによりまして、今の面積が確定をいたしまして、あわせて信号機の設置には当然そういった周辺整備が必要となりますので、この時期に開始をしたいということでお願いをしてきたところでございます。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** 私は議会運営委員会でもこういう説明があったときに買うべき土地なのか買わんでもいい土地なのかというて、土地の取得の場合もこれまでも占有しているところを何で買うんやと、こういうようなことを本席でも言ってまいりました。所有者が占有状態を知らんとほうっておれば、悪意でも20年という時効があります。そういうことを含めて見た場合に、所有者並びにこのたびの場合は借り人ということもありますが、占有しておるものに対して占有は不法だと、こう

というような申し入れがあつて初めてこのことに対する後の対処が必要になると、こうなるんです。しかしながら、今回はこれまでに私も聞いたことがありませんし、占有状態にあるということは余り聞いておりません。たまたま先ほど説明があるように、信号機を設置する、その上で境界を明確にしないとイケないということになったことはわかりますけれども、知らずに互いに使っておって損害賠償というのは発生しないと思うんですね。これ当たり前のことです。言われて初めてその請求権なり、また占有しておいた罪なり何なりが問われる、こういうことになるわけですから、その辺は不明確なままここに上がるといふことと、交付税、特交も決まってあとこれが出てこなかったら決算上かいずれかにしか出えへんでしょう、この交付税の額も。そういうことを先ほどお尋ねしたんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど来説明をさせていただいておりますが、明らかにそういう無権原での占有というものが判明した段階では当然解消していかなければならないというようなことで、私どもも弁護士等とも相談をさせていただいて今回対応させていただくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 特別交付税につきましては、通常は3月補正をいたしません。なぜしないかといいますと、予算を4,700万円、5,000万円近くも大きく上回るということがないという理由でもって決算で皆様にご報告しているところでございます。

今回、私ども今議会の本会議の席上でも申し上げましたが、東北、関東の震災の関係で特別交付税がどうなるかわからないという発言もいたしました。ふたをあけてみると、このように予算を大きく4,700万円も超える数字になったものですから、この補償金の50万円と偶然タイミングが一致したということで財政課としては特交の補正をお願いした

ということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第26号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第26号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第26号損害賠償の額を定めることについて説明を申し上げます。

本案件は、平成13年度沖代線歩道整備工事の施工以来、個人所有地を道路敷地として無権原で占拠したことによる損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は50万円、損害賠償の相手方は土地の賃借人である太子町老原408番地4宮田勝氏であります。

なお、詳細につきましては経済建設部長よ

り説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 議案第26号損害賠償の額を定めることについて詳細説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成13年度町道沖代線歩道改良工事以降、太子町老原32番地1の一部35平米を無権原で占拠したことによって太子町老原32番地1の賃借人宮田勝氏の賃借地の占有権原を侵害していた者に係ります損害を賠償するものでございます。老原32番地1先の沖代線におきましては、これまで横断者を巻き込む数件の重大事故が発生し、危険な交差点でございました。平成22年8月には地元自治会からも信号機設置の要望もされ、町といたしましてもたつの警察署への要望を重ねてまいりました。たつの警察署においてもその現状を確認し、早期の信号機設置が必要との判断をいただき、平成22年度中の設置に向け決定をいただきました。

信号機設置に当たりたつの警察署からは沖代線における歩道の一部を改良するよう指導を受け、隣接土地所有者並びに賃借人と立会を実施する中で、本件に係る町道老原水源地線が老原32番地1の一部、35平方メートルを道路敷として占有している事実が判明いたしました。無権原で占拠したことによる損害賠償について、所有者並びに賃借人と話し合いを続けてまいりましたところ、平成23年3月14日に合意に至りました。地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本議案を提出するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほどの補正予算のところ

でも少し言いましたけども、こういう占拠をするっていうことはあちこちで起こっている、また隅切りなどのところでは相手が言わなければそのまま占有をし使用するというようなことがあるし、太子苑の土地の問題も実質的には道路を占有しているわけです。相手がどなたかわからんから言わない。だから、こういう発展はしないわけですけども、占有している土地がどうしても行政を運営する上で必要な場合は当然町側からもきちっとした手続を経てみずからの権限に基づいて所有権を特定すると、本町にですよ、そういう手段にはもちろん20年以上悪意を持たずにしており、相手が何も言わない場合は既得させることができるというのが時効制度です。そういうようなことを含めてちゃんとしないといけないことがまだ太子町にあると思うんです。

それから、後にこういうことがあった場合に十分な経過を調査し、そして必要な手続を行う、町側に権限がある場合、相手にまた権限がある場合、それぞれ違うと思うんですが、町側に権限があるものについても行使をする必要があると、このように考えるんですね。その辺のところはちゃんとすべきことをしていく必要があると思うんですけど、その点はどうですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 今ご指摘がありました町側にとということでございますけど、実際のところ現実的には、例えば町道認定をしている中にそういう道路内民地というようなこともございます。そういった分については逆に課税上の問題とか、そういうようなもので軽減はしておりますので、そういったもの判明すれば当然解消に向けては行っていきたいというように思います。今回の場合は若干認定を超えた中での使用というようなことでございますので、若干一般的な部分とは違っているのかなというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やっぱり占有とか占用とかというのわからないから、ここの場合はわからずに使って相手も何も言わなんだと、こういうことでしょう。たまたま信号をつける、そして必要な手続を踏む、そのことによって明らかになったと。ほいで、額についても借用の金銭に伴って計算をし50万円と定めるといことについては聞きましたけども、やはり占有状態というのはいずれかが言わないとはっきりしないわけですね。だから、知らん顔して、それはいけないことですが、使い、そのままあったら自分が管理をしとけば平穩のうちに時効もできるんですし、それが制度ですからね。不動産の侵奪という問題もありますけども、やはり侵奪でも認められるんですよ。何も言わずに相手の土地に踏み込んで、そしてみずからが使用し、管理をしておれば、管理をしてない側が負ける、そういうことになる。これまでもいろんなことが民でもありますわけですから、官民でも同じであります。そういう点から太子苑の問題今出したんですけども、占有状態にあるのはもう40年超えとるわけですから、そのことなんかもきちっとするというのが行政としての責任であるところがあれば、こちらも本来あいさつをしてきちっと所有権を名実ともに確保すると、これ当たり前のことでしょう。だから、ここの場合はこうしたけれどもほかの場合はそうしないというのは、それこそバランス上からもおかしいでしょう。私はそない言よんですよ。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） このたびの件とそれ以外のことのお話でございますが、今回につきましては当然もう課税上の問題もございまして、そういったことも考慮した中で当然町として損害賠償すべきであるというような弁護士の指導も受けた中で対応でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今桜井議員が時効の取得のことをちょっとおっしゃってるんですが、それは法律的には自主占有というらしいですね。ほんで、今回の場合は他主占有といひまして、私どもの管理外の、いわゆる第三者の方がといいますか、町民の方々が車をお使いの方、歩道の方々がそこを道路と思って使っている状況が生じたということについての、それについてはこの損害賠償しなければその賃借権を侵したことになるというのが事でございますので、太子苑での時効、悪意でも20年で時効になるのではないかと、そういうもんじゃないということだけは間違いないところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それはちょっとおかしいですよ、言うとするのはね。というのは、住民が使うとったからじゃない。既に歩道を設置したときにバックしとんでしょ、町は。そら同じですよん。何を、住民が勝手に使うとったんと違いますよ。その使うとった状態を町もわかっていながらそうしたんですよ。そうでしょう。この巻き込みのあれをつくって、今度はそれをさらに境界まで伸ばすと、こういうことですね。だから、占有を行政がやったかやらんというて、行政はその後ちゃんと住民が使ってきたことを認めて、そのままそれを追認する、それこそ追認するような形で施策を講じてきた結果じゃないですか。だから、太子苑もそうですよん。その意図あって現に占有しているわけです、町は。どなたかわからんと言うてやけども、それは民地民地それぞれの土地も重なり出てきておるだろうし、それから40年代に、私は何回も言うけれども、泥はねの状態の道路を解消してほしいと、こういうことで太子苑に暮らされる住民が道路の舗装を求めると、こういうようなことがあって、しかし道路でないものにお金をかけるわけにいかんじゃないかと、こういうことでその現況をそのまま町道とし

て認定をすると、そうしないと手続できませんということで当時の町長、中村さんですけども、英断を振るわれたわけです。その英断を振った結果、今日まで何も文句を言われずに占有しているわけですよ。だから、それを特定することは大事なことだと私は言うてるんや。そのことが時効取得の問題もありますよと、こういうことを言うてるんですよ。ほいで、これとは違います言うたって、現に町も認めてバックしとらんをやったら私はそんなこと言いません。勝手に使うとることが町も何も言わずに住民が使うとんやからというてほったと。そのことは町にも責任があるからということやと、全然違うからね。町はわかっててこうしてるわけやから、その辺のところは違うと言うとんです。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 私が申し上げたのは、太子苑のような状態のところでの時効、いわゆる悪意での20年の時効、民法で言う時効の取得というようなこともおっしゃりましたので、そういったものではないと。で、経済建設部長が申しあげましたように、誤って、いわゆる側溝のところの巻き込み部分を境界から控えてしたために生じたということについては、これは行政側にそういう責任がございまして、私もそこを道路にしようとしてそういったことではないんですが、いわゆる一般的には道路上のように見えるものですから、やはり多数の方々がそこを通行され、いわゆる他主占有ということになりますので、そういった意味では損害賠償に当たるといことは、これは弁護士先生のご指摘もございまして、先ほど経済建設部長が申し上げたとおり、今回損害賠償ということでのご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 この損害賠償50万円の額な

んですけれども、議運ではちゃんと報告があったんですが、この本席ではちょっと説明がないんで、その損害賠償50万円の額の根拠を提示お願いしたいと思えます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 添付といひますか、賃貸借契約に基づきまして額を算定いたしております。契約によりますと、月額借地料が8万円でございます。全体の面積が384平方メートルで月に平米当たり280円33銭ということになります。占有していた部分が35平米でおおむね10年間ということで87万5,000円の金額が出てまいります。それをもとに交渉ということで合意をしたところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 直接今回のと関係ないんですけど、やっぱり町の対応というのはほっておくというんか、例えばもう具体的に言いますわ、私とこの家ね、あそこ約560坪ぐらいあるんですね。隅田川の土手が4メートルの20メートルぐらいですか、80平米ぐらいで。それを私は知らんもんやから全部買ったわけですわ、土手も含めて。いろいろやる中で、これ町道やと、町道やけどこれ所有権は私やということで、まだおるけども、役場の職員が来て私が話ししたら、申しあげると、町は一応金払うとんやということで、だけど登記はしてないということで話をしたんですけども、何とかうちが金払うとんやからというて役場が言うから、ほんで私はもうそれ全部で買うとんやからね、分筆せんと。売ったんは松本不動産ですわ。買うたんは私ですわ。はっきりしとんです。いろいろ話しして何とかもう円満にこらえてくれと。ほいで、金納めとんのはしゃあないと、うちもほんならそれ分高う買うたんや思うたらもうそれでええわということで早う分筆登記しときなさいよということで、後でしましたという報告は受

けたんやから今はそうなっと思ふんですけども、聞つきよつたら時々あるらしいね、隅田川の土手なんかは、町道になっと思ふけどもまだ分筆できちっと済んでないというところが。さかい、そんなもんがあつたら早うしといたほうがええでということ言うつたんやけども、ちょうど今の問題と同じように、先でもし所有権をどうでもというて主張したら、それはもう登記には対抗できへんと思ふんで、町はやっぱりその辺は見直しといたほうがええと思ふんですわ。ちょうどええ機会やと思ふんやけどね、僕は。どないですか、それは。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 今ご指摘のあった分について、ちょっと現地、私もそのあたりの引き継ぎができておりませんで、一度どういう状況であるのかというのは確認してみたいと思います。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第17、発議第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 それでは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を行います。

地方分権時代に地方議会の改革が各地で地域政党の形で続々と生まれております。大阪を初め名古屋、埼玉、近くでは三木市で、しかしその多数は首長等の議会改革であり、私は本物ではないと思っております。議会のことを自分で考え出すようになれば本物である。その結果が私は議会基本条例の制定であると思っております。改革の入り口が議員の報酬の改革であるとすれば、現行の報酬は不当に高額であり、内容も一部法に違反をして支給をしております。議員とは選良と呼ばれるように、人格、識見ともにすぐれた代表者であり、したがって議員の一言一句は住民の意見であり住民の声である。今や住民は変化を求め改革を求めています。過日、東日本の巨大地震の被害を受け、日本の国難とも言うべき事態を直視するとき、改革のスピードを緩めるわけにはいかないと思っております。

それで、現行の報酬の問題点を挙げてみますと、まず1点目は、議員の仕事の量に対して不当に高額であります。議長は年間662万円、議員は462万円であります。日当制とは言いませんが、日常の議員活動や人格、識見を考慮して判断をしていただきたいと思います。

2点目は、内容が不透明でわかりにくいこととあります。もともと報酬とは、議員の報酬は戦前は無給であり、議員は名誉職でありました。しかし、戦後はだれでも議員になれるようになり、報酬が支給され、さらにボー

ナスまで支給され、またさらに手当も支給されるという、だんだんと世の中が変わるに従って報酬も変わってきたということは事実でございます。しかし、あくまでも報酬とは生活給ではなく仕事の量に対して支払われるものであり、今期の4年間で私は議会が一度も議案の提出をしていないというのも、これも事実であります。いかに議会が仕事をしてこなかったかということはこの一事をもってしても明らかであると思います。

3点目は、議員の報酬は簡素で透明であること、支出に違法性がないことはもちろんであります。さらに大切なことは、住民の生活や所得の水準を参考にすべきであります。太子町の納税者の所得は十数年前と比べると約2割近くが減っております。実際に200万円以下の所得の人が66%近くを占めておるといふ現在の事実であります。議員は、私は先ごろ政務調査費が太子町はやめましたですけども、余りにも時代の変革を知らな過ぎるといいますか、住民の生活、暮らしをどう考えておられるのかというのをもっとも肌で感じていただきたいと思います。町が改革のスピードを上げないなら、議会がリーダーシップをとって改革を進めるべきであると思う、その議会がなかなか改革をしないということは私はまことに残念であります。改革の一つのシンボルとして議員の報酬を下げて、自分の気持ちを奮い立たせるというか、やっぱり自分の一番嫌なところ、多分私は議員が一番嫌なところは報酬を下げるということやと思うんです。そら人間だれでもそうやと思います。所得、月給が下がると嫌です。けど、それをあえてやっぱり乗り越えんと、口先だけで改革は私は絶対できないと思います。企業もそうなんです。やっぱり役員連中がみずから給料を下げて、それで従業員に訴えていくと、会社全体を立て直すというような決心が私は町の場合には議員には絶対に必要やと思います。金が多いとか少ないとか言ってるわけではないんです。そういう決意を示して町民に訴えていただいて、太子町がこの西播どころ

じゃなしに、日本一とは言いませんけども、少なくとも兵庫県では太子町はというものが県民の皆さんに認知してもらって、どこや言うたら太子町やと言えような私は町にどうしてもなってほしいと思うわけなんで、ただ報酬が上がるとか下がるとかということだけで判断せずに、そういうことが大きく太子町のために、また将来この住みよいまちづくりのために私は一つの起爆剤になると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

地域住民に最も身近な太子町議会議員は、毎日議会へ行く必要性は少ないものの、当局から提出があった相当量の資料の分析、一般質問、また提案するための資料の収集及び資料の作成のため、行政の専門的な知識を持つように努めたり、社会情勢、条例、法律等いつも勉強をし、知識を得、国の動向も視野に入れながら複合的に考え、政策提言するべく日々研さんをしております。そして、地域内における各種会合を初め諸行事にも率先、参画するのは当たり前のことであり、また昼夜を問わず住民からの電話や面談でその解決に向けた対応をしなければならず、一人一人それぞれ違った経済、福祉、法律、地域の諸問題等々住民とより身近に接するため、常に気配りをしながらおのずと広範囲な活動になっており、いわゆる在宅常勤の状態にあると言えます。これらを前提した広い意味での役務への対価が議員報酬であると私は考えます。

だれでも立候補をし当選すれば生活費と議員の活動費が補償されなければならない。そうでないと、報酬以外に収入があるお金持ちしか議員にはなれず、若い世代、子育て世代は能力や意欲があっても議員になれないのではないかと危惧をします。ちなみに、兵庫県下3万人以上の類似している猪名川町、稲美町、播磨町と比較しても太子町が最も低い報酬となっております。もっと多くの若い世代がみずからの仕事として議員という職を選択し、研さんを積んで政策提言をしてもらいたいと思う。そのためにも今の議員報酬を引き下げのではなく、それに応じた議会活動を行うことが住民の負託にこたえることであり務めであると考えます。

以上をもって反対討論とします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** 先ほど反対討論がありましたけれども、あくまで議会の議員は役務に対する報酬とはそういうものであります。職業として選択するものではありません。あくまで一方で職を持ち、また生活の糧というのはわかりますけれども、生活の糧は別途あり初めて議員が務められるというのが今の仕組みであります。そういう点からと、それから先ほど提案理由でも説明がありましたように、太子町の住民の生活、所得実態、そういうものから見ましても、私は議員はもちろんのことなんですが、町長らの特別職の収入も多過ぎる、給与も多過ぎると、このためにみずから引き下げる必要があるということを主張しております。そういうことと、先ほどもまた提案理由でありますように、議会の基本条例、これはあくまで進んだ自治体ではたまたま北海道のニセコに始まりましてまちづくり条例、自治基本条例、そういうふうと呼ばれておりますが、その中に議会が果たす役割、議員の果たす役割として監視、批判、牽制という基本的な役割を議員が果たすこと、そういうことを自治基本条例などにうたい込まれ

ておると。これは自治体の中では行政と住民、議会、それぞれがどういう役割を果たすか、そのために補完し合うべきものは補完をし合うと、こういうことで進められているのがまちづくりの走りであります。さらに、先ほどもあります期末手当、これは法律上は支給することができる、こうなっております。今までそれをきちっと問題にしなかったことが問題でありますけれども、議員は常勤特別職とは違い、期末手当などを受け取る身分では、立場ではないと。たまたま国会議員などが自分たちの歳費にそれらを加え、支給を受けていることによって地方議員を巻き込むと、こういう形で支給することができる、なっておるわけですから、期末手当などは廃止をする必要がありますし、また単純明快に議員は報酬は幾らかということがいつでも説明ができるような形をとって、そしてみずからの意思で議員になるわけですからいろいろ研究したり調査をしたりすることは当たり前であります。その当たり前のことをやって進めていくのが議員の務めであろうと思えます。そういう面から今回提案をされております単純明快に議員の報酬は1カ月幾らと、30万円という形で決めていくことが皆さんに説明責任を果たすことにもなるわけですから、また議員の仕事はそこではっきりするわけです。そういう立場からこの条例案に賛成をいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 私は本日出されました議員報酬に関する発議に関して反対の意見を述べさせていただきます。

議員というのは町民から選挙され選ばれた立場であります。普通の会社員とは違っていて一年365日が議員であります。そういう意味で活動は単純にただ議会へ出ていればいいというものではないわけでありまして。議会に出ることは大変重要なことであります。住民にとって不可欠な安全・安心を守る、あるい

は福祉の面でいろんな議案を議決すると、一つの大きな議決権があるわけでありますが、それ以外にも住民福祉、あるいは町民から相談を受けたことを一生懸命調査しながら何とかそれを行政に反映させるように努めていく、そういう使命が議員にはあるわけであります。ですから、町民相談を受けながら住民が困っていること、要望等を一般質問を通して行政側にお願ひしていく、そういう活動が日々の活動であります。

そして、先ほども県下の他市町、特に町と比べましても太子町における議員報酬はそんなに高くはないと、低いわけであります。今一般的に全国的にやられております議員報酬は、月額70万円、80万円、100万円という高額な大都市圏が中心でありまして、それを半額にするとかという声は当然であります。それは一般の日本国民の生活から見るとかけ離れた金額であり、それは相当であると思っております。ところが、太子町におけます議員報酬27万1,000円、これに関してですが、私はそんなに高くはないと、そういうふうに感じております。議会だよりもありました200万円以下の所得の人が多くと。これはあくまでも控除後の金額でありまして、控除以前の収入を比べたそういう表がないので何とも言いようがありません。

あと、期末手当等に関しては、別に法律ではいけないとかしてもよいとかという定めはありません。期末手当を本来夏のとき、あるいは年末年始において火急な出費が伴う場合において制定されるのでありまして、これは日本人にとって夏あるいは年末年始、突然の出費が予想されるのは当然でありまして、期末手当の存在は別によしとするものであります。

ただ、委員長手当に関しまして、私はやはりこれは今後考える余地があると。他市町におきまして実施しておりますのは委員長報酬という形で設定をしておりますので、これは今後考える必要があると思ひます。そして、議長と副議長と委員長と一般の議員との差で

すけれども、今回の発議の中には副議長と一般の議員と一緒にすると、同等にするということがありましたが、議会におけますそれぞれ議長、副議長、あるいは委員長もそうですが、一般議員との仕事の量、また責任の度合い、責務、全然違うわけであります。ですから、当局との兼ね合いも通じまして、特に今年1年総務の委員長をさせていただきましたが、当局との折衝あるいは委員会での委員のまとめ等、所管の課題を何とか取りまとめよう、意見書に出そうということで一生懸命努力してまいりました。そういう意味で差別化といいますか、報酬において金額の差が生じるのは私は当然であると考えております。

以上いろいろただ述べましたが、最後に言っておきたいのが、議員報酬全体は来年度予算によりますと歳入予算のおよそ0.7%という額で計算しております。そういう意味であと他市町の近隣の報酬とも比べまして私は何ら高いとは言えないと、そういうふうに考えております。

以上で反対討論を終わります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井村淳

子議員及び橋本恭子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐野芳彦) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐野芳彦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井村淳子議員及び橋本恭子議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票。

投票のうち賛成 6票、反対 8票

以上のとおり反対が多数であります。したがって、発議第1号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

**賛成者** 井川芳昭議員、清原良典議員、服部千秋議員、長谷川原司議員、上田富夫議員、桜井公晴議員

**反対者** 中島貞次議員、井村淳子議員、橋本

恭子議員、花畑奈知子議員、北川嘉明議員、熊谷直行議員、村田興亞議員、中井政喜議員

~~~~~

## 日程第18 発議第2号 太子町議会基本条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第18、発議第2号太子町議会基本条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました太子町議会基本条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

最初に申し上げておきますけれども、議会改革の大きな課題で、先ほども報酬の問題が出てまいりましたが、議会内部で検討をして案をつくりながらお蔵入りをするわけにはまいりませんので提案をするわけであります。

今日、議会の存在意義と議会の果たす役割が問われております。議会基本条例を定めて住民に約束することが必要になっております。議会はもとより二元代表制のもとで監視、批判、牽制をするという議会の一番大きな役割があります。それに向かって議員はその議会の機能がより一層活性化するように努めなければなりません。したがって、議会の情報公開あるいは議決提案等の説明責任、開かれた議会に係る住民参加であります。これらを保障しようとするのが議会基本条例であります。

本町の議会基本条例の提案に係る経過につきましては、議会基本条例を議会改革の一環としての課題として本議員の任期が始まった19年度当初から議会基本条例の研究、検討を重ねまして、その素案をつくる、そういう作業をプロジェクト的に立ち上げ、その後は議会運営委員会を中心に調査検討をし、22年度末に議会基本条例案を決定をしたわけであり

ます。この案をもちまして21年度末以降当局との協議を重ねてきましたが、今日の段階でも折り合いがつかない、合意に至らない状況があり、議会としての今後の対応を協議いたしました。その結果、当局との争点である事項について議会の意思に基づきまして提案すべきであるという意見と、当局の言い分を全面的に認めて条例化すべきであるとの意見に分かれたわけであります。しかし、議会側で修正すべきところを修正をして最終案にすることを議会運営委員会でも全員が合意をし、この案をもって臨時議会の請求を視野に条例化を目指し、住民説明会等で住民の意見を聞く機会をつくるなどを確認をいたしました。しかし、その後の全員協議会では自治会に対する説明を先行させるべきだとの意見もあり、そのための手だてを講じてまいりましたが、当局を窓口にしての調整でありまして、その機会を得るに至らず今日を迎えております。

しかし、先ほども言いましたように、大きな課題でありますので、このまま放置したりお蔵入りをするわけにはまいりません。また、新たに選ばれる議員も当然こういうことを承知をして出てもらわなければいけない。したがって、議会の意思として決定した最終案をもって議会基本条例案をここに提起するわけでありますが、今日今も報酬のことでやりとりがありましたが、本当に議事機関のメンバーとして議決に係る責任また説明責任、そして議会の情報を公開をして、だれもが住民が参加できるような議会をつくること、そしてその使命と責任を議員は強く自覚をして町民の負託にこたえて豊かなまちづくりと町民の幸せのために不断に努力することが求められているわけであります。

しかし、議会が主体性をもってみずからを縛る、当局も一部今までとは勝手が違うことを行いますけれども、議員みずからがみずからの活動を評価をしたり、また住民の皆さんにきちっと説明をしたりする、それは議員の当然の務めであります。そういう議会を太子

町でもつくっていかうと、こういうことでの議会基本条例であります。

内容的には、既に皆さんと協議を進めてまいっておりますので省略をいたしますけれども、当局との関係で一番大きな争点になっておりましたのは、会期の確保、これはこの提案前の第3条で明記をしておいたものでございます。これは休会中に地方自治法に基づく能動調査を行い、条例等を提案する必要がある場合にいつでも本会議を再開することができるように会期を十分にとる、こういうことについてを定めようとしたわけでありませんが、非常な会期をとることについての反対という当局側の意向があり、議員の中でも能動調査をして成果をそこに出すようなことにはためらう、そういうことが起こりました。そして最終的には、議員が議会の案として決定をしておきながら当局とのすり合わせ、あるいは当局が同意しないことはいかがなものかとか、あるいは自治会長、住民への説明がということではいろいろおっしゃいますけれども、議員及び議会の主体性をみずから私は否定することであり、ひいては能動調査も議案の提案も予算の修正権も行使しない、追認型で議員みずから縛られたくない、首を絞められたくない、嫌だ、こういうことになると言っても過言ではないように思います。そういう立場からぜひ議員はみずからを縛り住民に責任を持つ、また議決にも責任を持つ、説明責任を果たす、そういうことが仕事でありますから、その仕事をしっかりとやるということになれば、こういう基本条例が必要であります。基本条例そのものについてはどなたも反対をなさいません。しかし、住民に対する説明だとか、あるいは当局とのやりとりに係ることでは非常に抵抗なざる、そういうことではしっかりと議案を審議し、また議決に責任を持つようなことにはならない、このように考えます。

そういう点から基本条例を提案をしているわけですが、この基本条例案は前文と第1条の「目的」から「見直し手続」を定めた第

24条までの構成になっております。その附則では、施行期日を本年8月1日とし、9月議会には間に合うようにしたい。そして、第7条第7項、これは「議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない」ということを明記しておりますので、新年度の4月1日から施行するという事で審議機関のメンバーにはならないと。法定にあるものについては別であります。したがって、全条文等につきましては、全員協議会等で何回も説明し承知しておいていただいておりますので、省略をさせていただきます。

なお、本条例を施行するに当たりまして、会議規則あるいは町政報告会、あるいは実施要領、議会運営基準等の整備については本条例を施行するまでに制定、改正を行うものいたします。この際、ぜひこの提案にご賛同いただきますようによろしくお願いいたします。提案理由とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 太子町議会基本条例の制定について反対の立場から意見を述べます。

先ほど発議者のほうからこの基本条例の制定までのいろんな経過を話しされましたけれども、私たちこの議会改革を進めるために議会基本条例は研究会でも案がつけられ、全員協議会、議会運営委員会でもいろいろと議論もされてきました。しかし、当局の関係でも一部合意ができておらず、連合自治会への打診の結果においても次期任期の人と話をしてほしいという意向であるとの報告も受けております。

また、住民に対して具体的な理念を宣言したものが議会基本条例であるにもかかわらず、条例の制定が住民にとってどういう影響を与えるのかとの説明責任も議会として果たせておりません。こうした問題を解決することを抜きに今ここで強引に提案し採決をとることは時期尚早と言わざるを得ません。何より議会、住民、当局が合意の上施行されることに全力を挙げることが何より肝心であると申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

**○中島貞次議員** ただいま発議第2号としてあります議会基本条例について反対討論をいたします。

このたび2名の議員の発議によりまして今期3月定例会最終日に上程されたことに対して遺憾を感じる次第であります。

本来町行政は二元代表制のもと住民より選挙により選ばれました首長と議会議員により行われるものであるということは論をまちませんが、この基本原則を踏まえた上で考えますと、太子町議会として議会基本条例をつくることは異論を唱えるものではありません。議会基本条例は議員一人一人の資質向上を、また住民に開かれた議会を目指し議員みずからが住民目線に立っていろんな条例をつくれるように議会改革や議員改革を行うものであります。今回太子町議会として今日まで研究会を立ち上げ、その後議会運営委員会で種々検討し条例案を作成いたしました。そして、町当局との詰めの調整を行いましたが、最終的には全部合意形成を図るのは難しく、一部分町当局の同意を得ることができませんでした。それは一面仕方のないことかもしれませんが、二元代表制のもとでは互いに譲れない部分もあると思います。私はしかし議員全員の同意のもと、そこから町民の方に議会基本条

例を示して住民の賛同を得られればよいと考えていました。他市町で議会基本条例を制定したところでは、住民に対して出前委員会などを開いて条例の説明を数回行い、住民や議員全員が納得の上で最終的に議会基本条例を制定しております。

太子町議会も今期4年がもうすぐ終わりに近づき、連合自治会との話し合いも役員改選の関係もあって調整がつかず、また議員全員の賛同も得られない、その段階で早急に今回条例発議した行為に対しては納得がいきませんので反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 お二人の驚くべき意見を聞いてびっくりしております。基本条例はもうこれ3年に及んで議会で調査研究してきたわけなんです。いつまでやったら納得がいくのかというのは、そしたら今お二人の方も含めてなぜみずからがもっと積極的に基本条例についてかかわってこなんだのかと。こちらが資料を出してこれでもかこれでもかという資料を出してもまだ足らんまだ足らんで、あげくの果てが町当局がどうか自治会がどうかとあって、これは私基本条例のほんまのイロハのイ、基本条例がなぜつくられるようになったかという、ニセコ以来の経過を調べてみても何も町当局との合意とか住民との合意とか、もちろんそれは大切ですけども、基本はやっぱり議会の自主なんですよ。そこんことを抜きにして全部の合意がなかったら何もできない何も動かないというのは私は納得できないと思います。ですから、議会の改革は国のほうも今地方議会の改革を法の整備によってやろうとしております。しかし、なかなかその法の整備が進まないから地方分権が先に進んで法の整備が遅れてきよるわけですね。だから、それを補完するためにもどうしてもやっぱり基本条例というのは私は必要やと思います。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の

発言を許します。

北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 反対討論をいたします。

まず、議会基本条例そのものの制定に対しては何も反対するものではありません。私も議員をさせていただいて16年間いろいろと議会の改革等には携わってきました。そういった意味で、今回先ほど趣旨説明の中で桜井議員が言われましたことは重々わかりますし、また長年にわたり取り組まれた姿勢には敬意を表するものであります。

ただ、その説明の中で1つ気になりましたのは、開かれた議会は住民参加が基本だということを申されました。そうであるならば、私はやはり住民にこの議会基本条例を太子町が制定するのであれば住民への説明がまず先ではないかなと思います。説明して住民の方にある程度理解を得、それから制定し、当然こういった基本条例つくったときには住民の方の協力も必要になってきますので、今言いましたように、説明を十分してから制定するのが私自身は先だと思いますので、反対でありますから反対討論とします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第

32条第2項の規定によって、立会人に花畑奈知子議員及び北川嘉明議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐野芳彦) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐野芳彦) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

花畑奈知子議員及び北川嘉明議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 5票、反対 9票

以上のとおり反対が多数です。したがって、発議第2号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

**賛成者** 井川芳昭議員、服部千秋議員、長谷川原司議員、上田富夫議員、桜井公晴議員

**反対者** 清原良典議員、中島貞次議員、井村淳子議員、橋本恭子議員、花畑奈知子議員、北川嘉明議員、熊谷直行議員、村田興亜議員、中井政喜議員

~~~~~

### 日程第19 意見書案第2号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出について

○議長(佐野芳彦) 日程第19、意見書案第2号取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

○中島貞次議員 意見書案を読み上げ提案とさせていただきます。

取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書(案)。

平成21年5月21日から裁判員制度が導入され、刑事裁判に国民感覚が反映されるようになることが期待されている。実際の刑事裁判では、自白の任意性と信用性が争点となることが多く、その場合被告人を取り調べた多数の捜査関係者を証人尋問して捜査関係者の証言が真実かどうかを見きわめなければならぬため、職業裁判官でも判断が難しい仕事であると言われている。そこで、裁判員が取り調べの状況を検証し、供述調書の任意性や信用性の判断を容易にかつ正確になし得るようになるべく取り調べの可視化(全過程の録画)を実現しなければならない。

また、昨年9月10日に無罪判決が言い渡された厚生労働省元局長事件では、大阪地検特捜部による違法・不当な取り調べが明らかとなり、さらには主任検察官が客観的証拠であるフロッピーディスクに改ざんを加えていたことが明らかとなった。本件のような違法・不当な捜査を抑止し、冤罪被害者を生み出さ

ないためには取り調べの可視化（全過程の録画）が不可欠である。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき検察官の裁量により取り調べの一部録画が行われ、また警察庁でも取り調べの一部録画が試行されている。しかし、取り調べの一部を録画するだけでは捜査側に都合のよい部分だけが録画されかねず、取り調べの実態の評価を誤らせる危険がある。よって、速やかに取り調べの全過程の録画を行うことで取り調べの可視化を実現しなければならない。

以上により、国におかれては録画・録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長佐野芳彦。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思

います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時57分）

（再開 午後2時57分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第27号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議案第27号 土地の取得について

○議長（佐野芳彦） 追加日程第1、議案第27号土地の取得についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第27号土地の取得について説明を申し上げます。

本案件は、太子町役場新庁舎建設整備事業用地として太子町鶴280番1の土地を所有者である株式会社東芝代表執行役社長佐々木則夫から取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるところでございます。面積は1万1,998.26平方メートル、取得価格は4億8,700万円であります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これの補正予算の段階でもいろいろ言いましたが、その中で東芝は租税特別措置法の適用を受けないという説明でありました。広大な面積を他にすぐに購入先を見つけるというのは大変なことでもありますし、また他の住宅等であれば道路あるいは公園等の公共用地をけり出さないといけなと、こういうこともあります。町ならばそういうことの必要性がなくなるわけですが、この価格にそういう租税特別措置法の適用も受けないというけり込んだ価格になつてますか。ちょっと説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびの購入価格4億8,700万円につきまして、先の本会議でもご質問をいただいたわけですが、このたび東芝との交渉において我々はいわゆる標準価格を設定しまして、それに基づいて約1万2,000平米の土地の補正率というそのことでいろいろ交渉をさせていただきました。このたびの土地の単価が平米4万590円というそのことでありますが、この価格が一般的な価格とどうなのかというご質問であります。標準価格設定を平米6万6,400円といたしました。結果的に交渉を得た金額が4億8,700万円、平米が4万590円ということありますので、今桜井議員がご質問いただいた租税を受けない状態における突っ込んだ価格になってるんかということですが、そのようになっているというふうに理解いたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いやいや、租税特別措置法に基づく適用を受けた場合は何ぼですか。そ

れがけり込まれておるということで計算をする、さらには広大なものを一挙にいうたら公共用地の問題もありますから、このように広大な面積のものを何かに活用しようと思えば当然他の公共用地を捻出しなければならない、当たり前のことですから、それらを含めて租税特別措置法を受ける場合はどうなるのかというのをきちっと説明しないといけないと思うんですよ。ほいで、受けないとおっしゃるから、それはけり込んだものかというたらけり込んだものかということなんですけども、何ぼをけり込んで、ほいで一括して購入の相手先が町ですから、そら楽なもんですわな、売買するというでも。その辺を含めたこととして聞いとんですよ。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびの東芝との交渉におきまして、我々は東芝さんに対して租税特別措置法の適用を受けられますかという提案、提示をさせていただきましたが、先方が租税の措置法の適用は受けないというそのことであります。先ほど申しましたように、我々はいわゆる土地の補正率、それに基づいて東芝さんと協議をしたということでありまして、租税につきましては今回の協議においては関係しないということでございます。

（桜井公晴議員「何ぼか言うて」の声あり）

ですから、それについて私のほうは東芝さんに申し上げましたが、先方がそれは受けないというお断りになりましたので、それについては金額を出しておりません。

（桜井公晴議員「けり込んだというたら金額説明しないな、けり込んだんやから。内容に含んどるといふこっちゃけり込むとは」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 何度も申しますけれども、ご質問の租税特別措置法、それには適用を受けないという申し出でありますので、今回の一連の協議におきましては租税特別措

置法にかかわらず協議を進めたということでもあります。

(桜井公晴議員「それちょっとわかっとなるがな、わかっとなることについて聞いとんや。何回も説明してくれるからわかっとなるがな。ちゃんと説明せんかいな、中身。租税特別措置法やったら何ぼなんかと、適用受けたら」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ちょっと確認してください。

総務部長。

○総務部長(村瀬 学) 先ほどの私の説明で議員のご質問の租税特別措置法、それを盛り込んだということで答弁させていただきましたけれども、後で答弁いたしましたように、それは盛り込んでないということでもあります。ですから、土地の補正率で協議を進めたというそのことでもあります。

(桜井公晴議員「ちゃんとわかっとなるがな。ちゃんと受けた場合何ぼやというて聞いているんや」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 計算してる、してない。してないというたらししてないと答えてよ、それは。ちゃんと実際にしてなかったらしてないと答えてもらわな。

総務部長。

○総務部長(村瀬 学) 控除額は5,000万円でございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑はありますか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび用地が取得されるわけですけれども、新庁舎が建設された場合には庁舎は今後相当の長期間にわたってまた使用されることになってまいります。今後の人口の動向とか職員の数の変動とかがいろいろと予想されてきますが、この用地取得面積1万1,998.26平方メートルに決めた積算根拠、想定されていることがありましたら、それについて説明をお願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(村瀬 学) このたびの1万1,998平米でございます。この面積といえますのは、現庁舎の面積は敷地面積が3,969.34平米で、建築面積が1,085平米で、延べ床面積が2,280.50平米でございます。現在の庁舎の状況、また今お尋ねの人口等、もちろんそれも勘案しまして、建築面積につきましては今後検討していくわけですが、敷地面積1万2,000平米につきましては現況の約4,000というそのものを念頭に置いて1万2,000という形にさせていただいたことでもあります。

それともう一点、今現在あすかホールの敷地が約1万2,000平米でございます。そういうものも参考にしております。

以上です。

○議長(佐野芳彦) ほかに。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 もっといろいろ想定された上で面積を決めておられるのかなと思ってましたが、案外単純な決め方で決めておられることにちょっとびっくりをいたしました。

今後、将来に及ぼす財政負担等も十分視野に入れてこれから検討されていくわけですが、今後の建設年度についても何か考え方を持っておられますか。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(村瀬 学) 今後の町政の建築の事業計画ではありますが、本年度用地を取得いたしまして、23年度に早速建築の計画に取りかかる予定でございます。これにつきましては何度も申し上げておりますが、平成15年に1つの構想を作成しております。それを参考にしながら、また修正しながら、町長が申されておりますように、今の時代に即したコンパクトでということを発想の基軸に置いて進めていきたいというふうに思っております。23年度からその中身については早速進めていく予定でございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑はありますか。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 ちょっと2点だけお伺いしますけど、ここの対象地域については土壤汚染はすべてクリアして、そういう物件重要事項説明を受けておられると思うんですけど、その辺についてちょっと確認をしておきたいんと、この対象土地の中では水路敷は一切入っていないのか、その辺について確認しときます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 土壤汚染につきましては、前にお答えしとるわけですが、このたび東芝さんのほうで太子町に売り渡すというそのことにおきましてご配慮をいただいて事前に売り渡し土地の土壤調査を行うということで、この1月に実施をいただきました。1万2,000平米を10メートルメッシュの調査ポイントをつくりまして、調査項目ざっと申しますと、土壤ガス調査20カ所、表土土壤採取の調査、これにつきましてはカドミウムでありますけども、その調査、また土壤分析、いわゆるトリクロロエチレンの調査ということで24検体取られまして実施をされました。その結果につきましては、先日申し上げましたが、カドミウムにつきましてはすべての区域で基準に適合したということでございます。カドミウムの一つの基準がリッター当たり0.01ミリグラムというそのことでありますが、すべての区画で0.001未満という数値でございます。それと、トリクロロエチレン、これにつきましては、指定基準値がリッター当たり0.03ミリグラムであります、調査区域の1区画だけ0.007ミリグラムという希少の数値が出ておまして、カドミ、トリクロロエチレンとも一切問題ないという結果をいただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

もう一度続けてください。

総務部長。

○総務部長（村瀬 学） もう一点、水路敷でございますが、これは含まれておりませ

ん。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 2点ほどお尋ねします。

あそこを約1万2,000平米を買ったということですけども、今、井村議員のほうの質問でそんなことで買うたんかというような話あったんですけども、多分そんなことで買うたんやと思うんですけども、冗談のけて、あそこに東芝の用地が売りに出したから買ったんですか。

それと、私は3万5,000ぐらいの町、市というのをかなり全国で、この中では私が一番よく見てったと思うんです、少なくとも何十というところは見てっただんですけども、残念ながらこの太子町のような町はほんまにないと言うたら語弊がありますけども、少ないですね。まちづくりというか、どこに商店街があって、どこに住宅街があって、どこに行政の核があるんかというのはこの太子町というのはわからんところなんですわね。よそは、この間も九州3つ行ってっただんですけども、3万4,000から3万6,000ぐらいしかない人吉市とかあの辺、阿久根とかね。やっぱりJRの駅があるということが一つのポイントなんですけれども、そらもうおりた時点で全然まちづくり違うんですわ。姫路市に50メートル道路ができて大きい言うところけどね、人吉なんか、あんだ、3万6,000やけど駅前通り50メートルや。そら何年、何十年にかかってまちづくりしてっただ言うてましたわ。あそこは小さな城下町やったけど、だから5年や10年であんな町ができるとは私はとても思わんですよ。しかし、太子町もこれ合併して何十年なるんですわ。でも、あそこに庁舎を、シックゾーンをやるというてつくってペアにしてもうた。それから、あその消防のほうへも施設を持っていったということで全くまちづくりというのが見えんのですよ。もうぼちぼちね、もうぼちぼち言うたらおかしいんですけども、この用地を購入するんで私は

反対ではないんですよ。ただ、何をしようとしてというのが見えてこんのですわ。ただ、庁舎建てるんや庁舎建てるんや言うだけで、もう建てりゃええというものと違って、それに対して道路はどうするんやとか、そこんところの説明をしてもらわんと、どうもね、例えば揖保川、今合併してないんですけど、揖保川があっこへ庁舎つくったでしょう。ありゃもうほんま揖保川で言うたらもう本当にへんぴな、極端に言うたらたつのに近いようなとこつくつとるわけですわ。でも、僕は住民の合意が得られたんやからそれはそれでええと思うとんですよ。だから、太子町の場合もやっぱり総合的にまちづくりというものをきちっとその中で庁舎の位置とはここやというような説明をしてもらわんと、東芝が土地売ってちょうど買いよい土地やったから買うたと。ほいで、ここへ建てるんや言われると、そうしたらもっと何ぼでも安いとこもあるし、あいとる土地もあるやないかと、何であんなとこ行くんやということになりますんで、その辺はやっぱり説明をしてもらわんと、ただ用地を取得ということで今言われとるから私はそれについては別に反対はしませんけど、しかしひもついとるですわな、ここに、庁舎の用地やということが。そしたら、賛成したらそこに建てるということにも賛成するわけですわ。それはちょっとなど。そこまで言われるんかということがあるから、ただこのたびだけは、今回は用地の取得で何とかという話やったら私はそれはそれでええと思うんですけども、買うたって、おまえ買うときに庁舎の建設を認めとやないかいと、こういう論法で来られると私はちょっと賛成しかねるなということがあるんです、1点ね。せやから、まちづくりをどういうふうにして、それしとんかどうかということですよ、まちづくりを。それがきちっとできてから庁舎の建設に取りかかるのかどうかということですよ。その答弁求めます。

それと、10メートルポイントでボーリングということで、多分トリクロとかそんなんは

あそこではないと思うんですけども、ただ心配しとんのが、水質検査で何メーターやったか。100メーターのボーリング1遍でもしとるかどうか。その辺をお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、このたびの庁舎用地の購入について町の目的等のご質問であります。

まず最初に、井村議員にお尋ねいただきました1万2,000平米の一つの決定の考えということであります。で、今現在のこの土地の面積的な要件を申し上げましたが、1点忘れておりました。この現在の太子町役場の用地、4,000弱であります。このうち駐車場の面積が今現在812平米しかございません。それをクリアするために太子山の南の土地をお借りしておりますが、これが約2,100平米でございます。そういう町民の方々の駐車、来庁の利便等も加味して一番という一つの検討で用地の面積を決定したということでございます。

それと、上田議員がおっしゃいました、庁舎建設事業を進めるにおいてまちづくりの一つのいろんな考慮、検討を進めておるのかというご質問であります。

これにつきましては前々からご答弁申し上げとるわけですが、太子町にとりましてはこの庁舎建設というのは、いわゆる懸案事項でございました。町におきましても種々検討会等を設けまして検討を進めておりましたが、要するに太子町発足時1万3,000の人口でありましたが、今3万4,500という人口になっております。人口にふさわしい町のシンボリックな施設、またいわゆる町の防災拠点をも務める施設をつくりたいというのは太子町の念願でございます。そういうことを十分に加味しながら検討を進めておったということあります。このたび東芝さんにおいて初芝社宅という40年代50年代の施設の老朽化、これを改良したいという東芝さんの計画の中で、それを改良するにおいて一部の土地について手放したいんだというお考えがございました。

それにおいて東芝さんのほうで長年の地元の行政にお世話になっているというところで一連の社宅、駐車場含めて、その整備計画について町のほうにご相談いただいたということでございます。それによって今回の太子町の新庁舎用地の道が開けたというふうに考えております。まちづくりについては、以上でございます。

それと、水質のことでございますが、東芝さんの地下水汚染につきましては、一番最初に1984年にトリクロロエチレンによる地下水汚染が判明しております。それ以後、東芝さんのほうでは深井戸を工場内、またグラウンドも含めまして深井戸17カ所で継続的なモニタリング調査を実施されております。このたび東芝のグラウンド一部が太子町に譲渡されるに当たりまして、東芝さんのほうから一定の規模以上の土地の形質の変更届というものが県の水質課のほうに提出されておまして、水質のことでご相談されております。これにおいて県の水質課のほうは問題がないということで、文書を収受されております。今申されました、17カ所の井戸の深さでございますが、まずこのたびの土地に関係する部分におきましては、ちょうどグラウンドの一番南、場所的に言いますと、たい焼き屋さんの向かいぐらいに観測井戸がございます。これが深さ12メートルでございます。それと、ちょうど今回の土地の国道を挟んで工場側の際、太子病院の道を挟んで真西ですけども、ここにも観測井戸がございます。7.2メートルの深さでございます。そういう17カ所の水質検査を継続して1984年以降実施されておまして、一連の今回のグラウンド地域の土地の改変においては問題ないという県のご判断でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 原子力も一緒ですわな。問題ない、100%安全ですという言い切ったんですわな。ほいで、ここへ来て想定外や言うとするわけですわ。だから、余り言い切

らんほうがええ。だから、私は5メートル10メートル言うてないんです。100メートルのボーリング1本したらそれでわかるんです。汚染されたもんは上へ行きませんから、だんだんだんだん下へ行く。だから、上のほうはきれいでも下のほうがあれですね。だから、深いとこさえ掘ったらどれだけ汚染されてるということはわかるんで、浅いとこいっぱい掘る必要ないんですわ。深いとこいっぱい掘ったらわかる。だから、その辺はもう少し慎重に考えといたほうがいいと思う。というのは、何で何十年もやっつるかということですよ、サンプリングを。いや、ほんまに安全やったらもうやめときゃええわけや。だけど、継続して何十年もサンプリングしとるということはやっぱり何か問題があるのと違うかという疑いを私は持っておるんですよ。だから、その辺はやっぱり、そない言うたって何億円という大きな買い物ですから、できるだけ瑕疵のないように努めるとというのが、これはあなた方の仕事やと思いますんで言えます。

それから、庁舎にしても、今この私のごだごだ言う必要ないんですけど、ただ概算しても大体延べ床面積5,000平米ぐらいあったんですよ、太子町の規模ぐらいやったら。私よそへ行っても大体そんなもんですわ、それ以下かな、5,000平米ぐらいですわ。そうすると、例えば1,000平米で5階建てにしたら5,000平米や。きょうび10階建てぐらいどうっちゅうことないわけですわな。10階建てにしたら500平米や。ほな、こんだけほどでっせ。ほいで、10階建てにしたら。だから、そういうことも視野に入れて土地利用ということを考えて、できるだけみんなで知恵を出し合うてやると、それ一番よろしいで、自分らでやるんやなしに町民も議会も含めて、もう手挙げえというて議会に言うんだけやなしに、こんなことを考えとんやけどどうしようかなあぐらいで進められたほうが私はうまくいくんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今後の新庁舎の建設事業計画につきましては、今、上田議員がご提案いただきました。今後いろんな形で町民の方々のご意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

また、先にもお話ししたわけですが、このたびの土地の取得につきましてもできるだけ国、県のいわゆる交付金をいただきたいというふうに考えております。市民交流広場を含めまして広範囲に住民参加の庁舎ということで事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 このたびもこうやって本当にこれ購入して庁舎用地をという形で正式に出てきたわけなんです。以前から東芝のグラウンドあたりの工事されている中で各住民からも私聞きまして、よく、何してるんやろうなという話で、どうなっていくんやろうと、庁舎を建てる話があるらしいなとかというさまざまな憶測を皆さんが心配されて、今回もここに買うという形で各議員から質問があつていろいろと今話聞いてました。

将来的な人口の絡みでどういった形で予想されているよだという話もされたときにちょっと場当たりのなところがあるんじゃないかという話も今ずっと聞いておりました。

その中で、この庁舎問題、一体用地はどこに買うんやという形でたびたびこういったことが話に出てきて、まとまった土地はどうするんやとか、ほかにつくるところはどこにあるんやとかという話が出てきているわけなんですけども、庁舎問題については余り役場とかに入出入りしない人に関しては庁舎は古いままでえんちゃうかと、建て直す必要ないで、そんなことに税金使うてもらうたら困るんやと。よく来られる方に関しては、いや古くてちょっとしょうがないなという声もあつた

り、耐震のこともあつたり、含めてね。だから、その中でまたもう一つ意見としては、こういった庁舎っていうのは工業地帯の近くにつくるものであるんかとか、実際東芝が前にあるという形の話も、つくったらええと言う人、いろいろとあります。ただ、場所的に本当にこれが工場地帯のこの東芝の真ん前でええのかどうかということが一つあるんですね。今まではあすかホールの裏に東芝さんの社宅があつたところを利用してという形で、そのときそんな話をしたらえんじゃないかという住民の方もちょくちょくそんな話されてました。でも、それはもう住宅になってしまつて、あと最終的に売ってくれるというのがこの場所になつてるといふ形で、本当に当局は住民の方の意見をいろいろと声を聞いてここにしたという話もあつたと思うんです。これ本当に住民の話を聞いたのかと。僕が聞く話によると、皆さんそんな話聞かれてないと。ただ、心配されて、ここはどうなるんやろうという話だけで、やっぱりこうやって出てきて、この土地だけでも4億8,000万円ですか、ぐらいのまた金を使ってこの土地だけでも買おうという形になつてるんですけども、住民に対しても本当にここでええんやというような説明をどういふふうにされてきましたか。それだけお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今回の庁舎の用地の取得につきまして、先ほどもお答えしておりますが、議員がおっしゃられました場当たりのというのは、これは一切ございません。太子町において新庁舎の建設というのは最大の懸案事項でありまして、ここ10年余りの間いろんな検討を進めております。特にその用地につきまして種々検討を進めた結果、最終的に東芝用地が確保できたということでございます。我々、庁舎というのはやはり先ほども申しましたが、3万4,500、この人口を有する町にとりましてやはりシンボリックな施設ということで新しい庁舎に町民の方により集まっていたといたうそのことが大きな目標

でございます。そのように考えまして今後検討を進めていきたいというふうに考えます。

それと、最後、住民の意向をどう聞かれたんかというご質問がありますが、これにつきましても、前にお答えしておりますように、連合自治会における懇談会、また行政その後におけるいろんな場面で町長、副町長等がこのたびの庁舎建設事業について町民の方々にご説明を申し上げております。その中で私も町民の方々の大いなる賛意をいただいたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど部長のほうからシンボリックな建物という話もあったんですけども、太子町にはもうあすかホールっていうようなシンボリックな建物もあるかと思うんやね。余りシンボリックな建物がこの小さい町に何か所も要らんとするんです。そういうシンボリックな建物であるのであれば、特に庁舎は年寄りの方も高齢者の方も、また今後高齢の方が増えてくる状況の中でやはり余りにも太子町の西側にあり過ぎると。東に住んでいる方が近くに買い物にスーパーに行くだけでも足の悪い方、また、そういった車がない方はタクシーまで使っていかれているようで、今度は庁舎に行くときにはまだその西側にあると。そのタクシー料金もままならないのどちらかなという声もあったりしてね。だから、先ほど部長も町民の声を聞かれてここが妥当だというような話もされてますけども、ここは本当にそんなことはない、まだまだ十分な意見を聞かれてないと。まして高齢者の方にやっぱりシンボリックな建物であり優しい建物にならないと、場所的にも、建物的にもね。だから、そういう意味でもっともって考える必要があったんじゃないかと思えますけど、それについていかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 場所の問題であります。当然私もその場所についてはいろいろ懸念をいたしましたけども、やはり太子町

にとって一番いい場所というのは、これはもう庁舎にとって一番大事なことであります。しかしながら、太子町にとってその場所を求めるといのがやはりここ10年いろんな検討を重ねた結果がこのたびの東芝グランド用地ということであります。そのことについて、何度も申し上げますが、いわゆる自治会長方初めいろんな方のご意見をお聞きしたということであります。太子町に、その後広報等でその周知もさせていただきましたが、はっきり申しましてこのたびの庁舎用地の決定について反対の意見というのは私どものほうにはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、先ほども上田議員がちょっとおっしゃったことと類似するんですけども、用地を今取得をしておくということにはそない反対ではないんですが、この用地を買うということは冠を、きょうも提案がありますように、新庁舎用地ということになりますと、庁舎の位置を定める条例に全くそれをないがしろにしてしまうということでありますので、その点については反対であります。

さらに、今年の町長の施政方針では時代にふさわしいコンパクトで効率的な希望を決定しというくだりがあります。それとシンボリックなものは今まで聞いたことないもんが今になったら出てくる。だんだんだんだん誘導して、らしきように誘導をする、そういうことだと思いませんか、今の説明で。あくまでシンボリックは今まで町が言ってきたように、お太子さんがある、そういうことをある意味で

は太子町の冠でもありますから、そちらが主にあってしかるべきだと思うんですけども、そういう点からシンプルでやっぱり機能的なものしかつくってはいけない段階であろうと思います。そういう点で、私は用地のことも十年來求めとったけども言いながら若芝のここは買おうとせず、そういうようなことで中心地を避けて今ここが適地やと言うてもそれは通らないと、このように思います。

私はこれまでも言っていましたように、庁舎の位置を定めることが大きな条例上のことでもあるし、庁舎問題というのは単に本当に庁舎の位置を決めるだけではなくて太子町の今後のまちづくりの基本的な根幹をなすとも言っても過言ではないと思うんですが、できるだけ中心に位置するほうがいいので、先ほど来言っているようなあすかの周りをシビックゾーンとして指定をしておいた、また市街地整備構想で決めておいた、そういうところにさらなる求め方をするほうがいいんじゃないかと。むしろ龍野線の通過するところであり、発展性もまだ望める位置であるし、中心地であると。そういうことから、今ここで我々等含めて行政に携わりかかわるものだけで決めるのではなくて、将来この町で本当に暮らす若者が参加するような、住民投票をもって庁舎の位置は決めるべきやということを思いますので、庁舎に冠をつけた土地の取得については私は反対であります。しかし、土地そのものを購入すること自体にはそれほど反対の意思はないんですが、選択肢としてはやはり庁舎はあくまで文化会館周辺の借地を含む駐車場を活用するということが大事であろうと。そして、住民投票ではその2つをあくまで位置を決める住民投票をこの4月以降すぐに始めると、そして庁舎の位置を決定する条例に従って決めると、こういうことが必要なことでありますので、その点を主張して反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 私は賛成の立場から討論させていただきます。

本議案の第27号につきましては、新庁舎建設整備事業用地として土地を取得することですけれど、このようにまとまった面積の土地は太子町内あるいは市街化においてはそないにめったに出るものではないわけです。そういう意味によって、今回はまたとない土地が出たというふうな感覚でとらえなければならぬと思います。まして現庁舎は狭隘であり老朽化しており、地震等が起きれば極めて危険であります。現庁舎より西の鵜に位置して自治会等も大体について理解が得れるのではないかとこのように思います。

以上のような理由により本案に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

福祉文教常任委員会委員長から、請願第8

号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(佐野芳彦) 日程第21、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回太子町議会定例会(第430回町議会)を閉会します。

(閉会 午後3時47分)

~~~~~

#### 議長あいさつ

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の招集以来、

本日までの29日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて総額172億6,424万9,000円の平成23年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定、工事請負変更契約の締結など、多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励に対し衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町長を初め町当局各位の議会審議に対しまして真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算の執行につきましては、“和のまち太子”の実現に向け最大限の努力を傾注されますとともに、3万4,000町民の福祉の向上と生活基盤の充実のため英知を結集し行政効果を上げられますよう強く要望いたすところでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となってまいりましたが、顧みますと、我々議員一同は平成19年4月の統一選挙においてそれぞれ町民の支持を得て町政の枢機に参加する機会を得たのでございますが、自来時去りし月流れて今任期の最終となる定例会の閉会を迎えたわけでございます。この間、太子町議会は町長初め町当局各位、さらに議員各位の高い見識とご精励により輝かしい伝統にのっとり、民主的、かつ公正に運営され町民の負託にこたえて地方自治の発展に多大の成果を上げたものと確信をいたしております。過ぎ去りし日4カ年を振り返りますとき、まことに感無量のものを覚えるものでございます。我々の実質的な活動の場であります町議会は本日をもって最終日を迎え、全議員各位と議場でお目にかかるのはこれで最後となりますが、ここにつがなく有終の美

を飾ることができましたことはまことにご同慶にたえない次第でございます。

いよいよ町議会議員の選挙も目前に迫ってまいりました。大方の議員各位には再び立候補されるものと思いますが、どうかくれぐれもご自愛の上、健闘され、めでたく当選の栄誉を勝ち得られますよう衷心より祈念申し上げます。

また、今回の改選を機にご勇退されます議員各位には、まことに惜別の念を禁じ得ないものがありますが、長年にわたるご精励と在任中に築られましたご功績に対し深く敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。どうかこの上とも健康にご留意いただきまして、新しい立場から町勢発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますとともにますますのご活躍を祈念申し上げます次第でございます。

この際、一言お礼を申し上げます。

不肖私昨年5月議員各位のご推挙によりまして栄誉ある太子町議会議長という要職に就任させていただきました。自来議員各位の温かいご理解とご支援をいただき、また町長を初め当局各位のご協力によりまして今日に至っておりますことはこの上もない喜びであります。ここに改めて深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

最後にはなりましたが、町長初め当局各位には今後ともご健勝で町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げますとともに3月をもって退職されます村瀬部長、丸尾部長、西村次長におかれましては長い間本当にご苦勞さまでございました。今後も健康にご留意され、第二の人生においてもさらなるご活躍を祈念申し上げます。

以上をもって、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）を閉会される

に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月25日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議いただき、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成23年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります所存であります。

さて、ご在任中幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。顧みますと、この4年間は国政では政権交代がなされ、まさに激動の時期でありました。一方、景気は低迷し、町行政を取り巻く環境が大変厳しい中、第4次太子町行政改革大綱を策定し、徹底した行政改革を推進し、また第5次総合計画を策定、そして町の将来像実現に向けスタートを切った時期でありました。この変動の間、町行政が停滞することなく無事運営できましたことは町議会の皆様方の絶大なるご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

地方行政に豊かな見識を有する皆様が、また郷土に深い愛情をお持ちの皆様、改選後も引き続き町行政に係る諸問題の解決と諸事情の推進に尽力いただきますことを心から希望する次第であります。ここに太子町の一層の発展を願いながら皆様の多年にわたるご厚情に対し重ねて衷心より深甚なる感謝の意を表します。

また、今期で勇退される皆様におかれましては、惜別の情を禁じ得ないものがございす。本当にいろいろと指導いただきましたこと感慨無量でございます。今後はご在任中と変わることなく町行政に対しまして何かとご

指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様におかれましては、くれぐれもご健康に留意いただくようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐野芳彦

署名 議員 清原良典

署名 議員 中島貞次